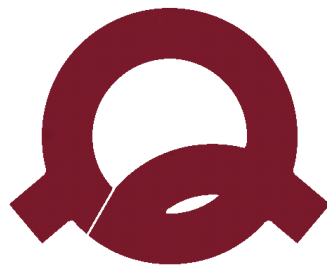


吉野町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画



令和8年3月

吉 野 町

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
1. 廃棄物処理関連法令等	2
2. 計画対象区域	3
3. 適用範囲	3
4. 計画目標年度	3
第2章 計画地域の特性	4
第1節 自然的条件	4
1. 地理・地形	4
2. 気象特性	5
第2節 社会的条件	6
1. 人口	6
2. 産業	8
第3章 ごみ処理の現状	10
第1節 ごみ処理の状況	10
1. ごみ処理の経緯	10
2. 組織体制の現状	10
3. 分別区分の状況	11
4. 処理手数料等	12
5. ごみの排出・処理の状況	13
第2節 処理施設の概要	21
1. 中間処理施設	21
2. 最終処分場	22
第3節 発生抑制、資源化、適正処理のための施策等	22
第4節 ごみ処理行政における動向	24
1. 国における動向	24
2. 奈良県における動向	25
第5節 ごみ処理の現状評価	26
1. 経年変化の比較	26
2. 奈良県内での比較	27
第6節 ごみ処理システムの評価	28
第7節 将来の予測	29
1. 計画人口	29
2. ごみ排出量及び処理・処分量の予測	30
第8節 課題の抽出	35

1. 排出抑制の課題	35
2. 収集・運搬の課題	35
3. 中間処理の課題	35
4. 最終処分の課題	35
第4章 ごみ処理基本計画	37
第1節 計画策定の基本的な方針	37
1. 基本理念	37
2. 基本方針	38
第2節 排出量及び処理・処分量の目標	41
第3節 目標達成に向けた施策・事業の体系	47
第4節 目標達成に向けた事業の概要	48
1. 発生抑制の推進 ～Refuse・Reduce～	48
2. 再使用の推進 ～Reuse～	48
3. 資源化の推進 ～Recycle～	49
4. 分かりやすい情報発信・啓発・環境教育等の推進	49
5. 適正処理の推進（安心できるごみ処理体制の確保）	50
第5節 将来のごみ処理方法と移行に向けた方針	52
第6節 災害廃棄物処理基本方針	55
第7節 計画の進行管理と評価システムの構築	56

資 料 編

■予測結果の採用理由

■燃えるごみ

■燃えないごみ

■粗大ごみ

■資源ごみ

■予測結果のまとめ【ごみ排出量の予測結果 ごみ処理・処分量の予測結果】

■目標結果のまとめ【ごみ排出量の目標結果 ごみ処理・処分量の目標結果】

第1章 計画の概要

第1節 策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条の規定に基づき、「市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下、「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。」ことになっている。また、「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月）環境省」によれば、一般廃棄物処理計画は10～15年の計画期間で、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適正とされている。

吉野町（以下、「本町」という。）では、令和3年3月に策定した「吉野町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき安全・安心で安定したごみ処理に取り組んできた。ごみ問題は、私たちの生活に直結する身近な環境問題としての認識が浸透し、3Rや循環型社会という言葉も、よく聞かれるようになった。また、ごみ問題は、地球温暖化やその他の環境問題と複雑に関連していることから、国の動向や国際的な潮流に目を向けると、資源循環を総合的に推進する取組とその方向性が示され、低炭素社会・自然共生社会への取り組みとの統合、地域循環圏の形成が推進されている。

本町では、循環型社会の形成に向け、これまでも様々な施策に取り組み、ごみ処理体制の構築に努めてきたところではあるが、全体的に県や全国の平均値には達しておらず、今後も引き続き社会的背景の変化を踏まえた施策の推進が必要となっている。

また、本町における可燃ごみの焼却処理については、やまと広域環境衛生事務組合（構成市町：御所市・五條市・田原本町）と令和5年10月より御所市にある、“やまとクリーンパーク”で令和19年3月までの長期的な処理委託が約束された。可燃ごみ以外については、吉野広域行政組合・吉野三町村クリーンセンター施設を引継ぎ、吉野町クリーンセンターとして町単独による処理を行っているが、人口減少によるごみの減少・著しい施設の老朽化などを考慮し処理体制の変更等を踏まえ、ごみの中間処理全般について長期的な方向性を定める必要がある。

以上に基づき、可燃ごみ以外の処理体制の検討を進めながら、生活環境の保全とごみの適正処理を推進し、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会を構築するため、ごみ処理の基本的な事項を定める「吉野町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。

「持続可能な開発目標（SDGs）」とは

2015年、国連持続可能な開発サミットが150を超える加盟国首脳に参加のもと開催され、その成果文書として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。

この文書の中核を成す「持続可能な開発目標」を（SDGs）と呼んでおり、この目標は、国際社会共通の目標として、地球環境の改善や社会での共生など、2030年までに達成を目指す17のゴール（意欲目標）を定めている。



第2節 計画の位置付け

1. 廃棄物処理関連法令等

我が国では廃棄物の増大に伴って発生する諸問題への対応や、地球規模での環境問題への意識の高まり等から、循環型社会の構築を目指した関連法体系の整備が急速に進められている。

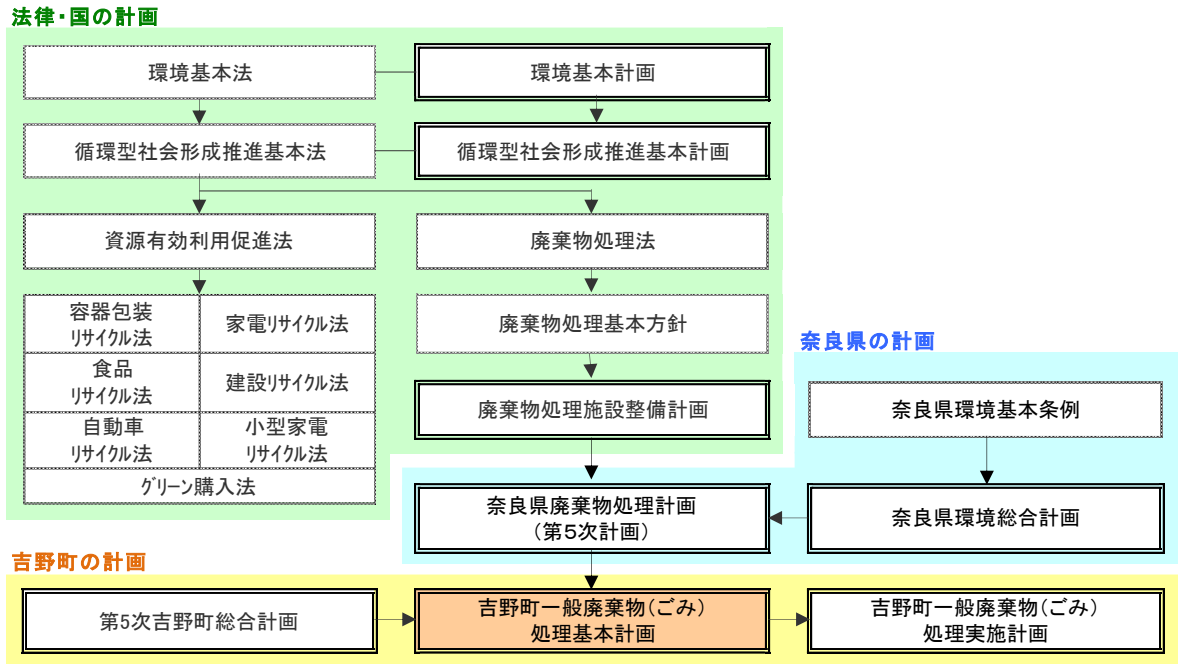
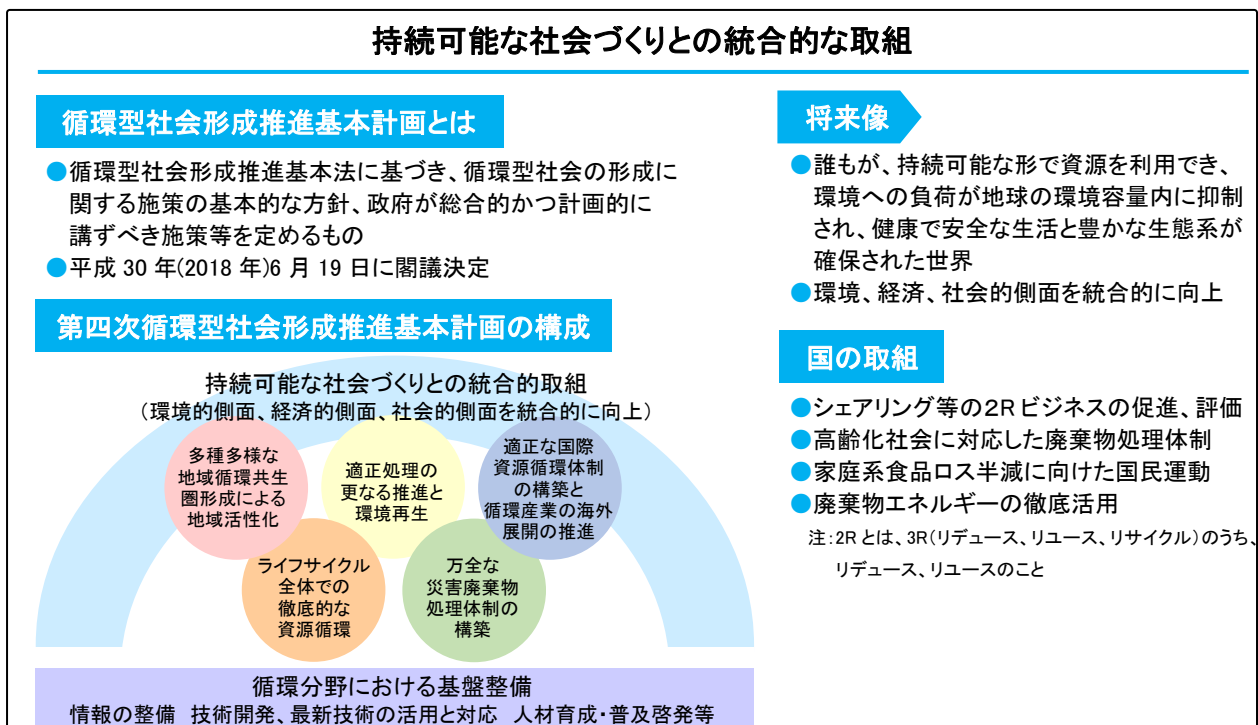


図 1-2-1 本計画と他の法令・計画との関係



(環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画」関係資料から引用)

2. 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、本町行政区域内全域とする。

3. 適用範囲

対象となる廃棄物の範囲は、計画対象区域で発生するすべての一般廃棄物（ごみ）とする。

ただし、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）」に基づき、排出者が自ら処理を行う廃棄物や『家電リサイクル法』等の対象となる廃家電等は、ごみ排出量を把握する対象から除外する。

特別管理一般廃棄物は、処理体系が異なるため、ごみ排出量を把握する対象から除外する。

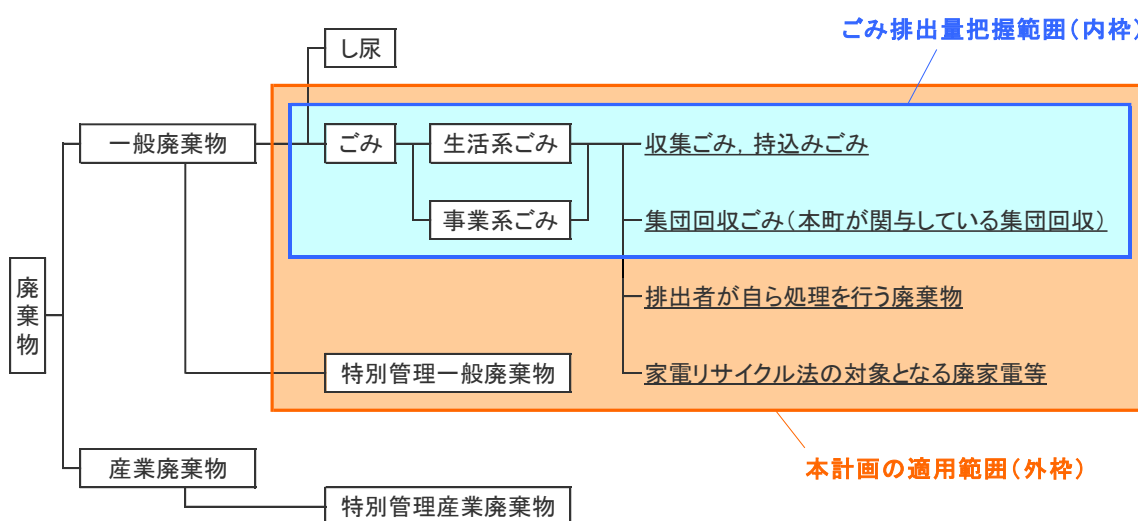


図 1-2-2 本計画の対象となる廃棄物の範囲

4. 計画目標年度

本計画は、新たな5年間の長期計画とし、中間目標年度を令和7年度、計画目標年度を令和12年度とする。

なお、計画の改定は、前提となる諸条件の変動等を考慮しおおむね5年ごとに行うこととされているが、本町では、さくら広域環境衛生組合のごみ処理施設稼働に伴い、現在のごみ処理行政は大きく変化することが想定されるため、その時点で計画を見直し整理する必要がある。



図 1-2-3 計画期間と計画目標年度

第2章 計画地域の特性

第1節 自然的条件

1. 地理・地形

本町は、奈良県のほぼ中央に位置する95.65km²の面積を有する町であり、東は東吉野村と川上村、西は大淀町と明日香村、南は下市町と黒滝村、北は桜井市と宇陀市にそれぞれ隣接している。

北は竜門山地が東西に走り、南は大峰山系へと続く山々が、東は台高山脈から続く山々が迫っており、それらに挟まれるように町の中央部を吉野川が西流している。

世界遺産に登録されている吉野山は桜や紅葉の時期に賑わい、夏は吉野川での川遊びが盛んであり、他府県からも四季折々の自然を訪ねて観光客が訪れる。



図 2-1-1 位置図

2. 気象特性

令和6年の日平均気温は、最高が8月の26.7℃、最低が1月の3.1℃である。降水量は、年間1,643.0mmで7月が最も多い。

気候としては比較的温かな内陸性気候であるが、山間部では気温が低く雨量が多い山岳性気候となる。

表 2-1-1 平均気温と降水量の推移

項目	降水量 (mm)	気温(℃)		
		平均	最高	最低
R2	1,644.0	13.6	19.4	8.7
R3	1,551.5	13.6	19.6	8.7
R4	1,313.0	13.3	19.3	8.4
R5	1,733.0	13.9	20.3	8.7
R6	1,643.0	14.7	20.5	10.1
1月	36.5	3.1	8.8	-1.6
2月	96.5	4.7	10.1	0.6
3月	180.5	6.1	11.8	1.0
4月	108.0	14.6	21.1	8.8
5月	171.0	16.3	22.9	10.3
6月	317.5	20.8	26.7	16.2
7月	318.5	26.2	31.4	22.1
8月	160.5	26.7	32.8	22.3
9月	35.5	24.7	30.6	20.5
10月	176.5	18.1	23.3	14.2
11月	121.0	10.9	16.3	6.3
12月	21.0	4.3	9.7	-0.1

出典:アメダス(降水量:吉野測候所、気温:大宇陀測候所)

※表記は、年度ではなく年(1月~12月)を示す。

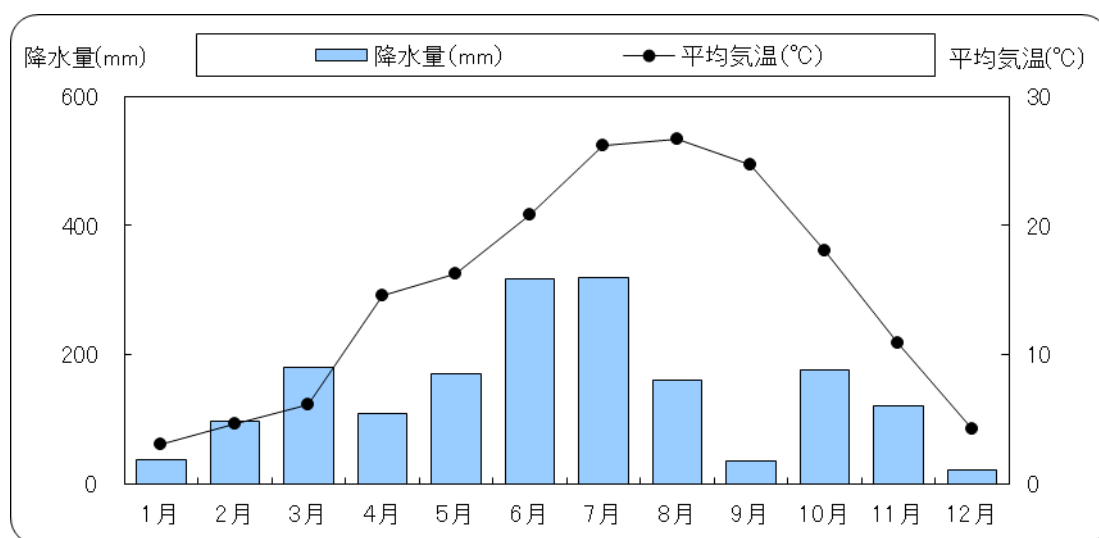


図 2-1-2 平均気温と降水量の推移(令和6年)

第2節 社会的条件

1. 人口

1) 人口と世帯数

本町の人口は減少しながら推移しており、令和6年度は5,764人であり、過去10年間で2,032人減少している。また、令和6年度の世帯数は2,982世帯、平均世帯人員は1.93人となっており、いずれも減少しながら推移している。

表 2-2-1 人口・世帯数の推移

年度	人口(人)		世帯数 (世帯)	平均世帯人員 (人/世帯)
		増加人口		
H27	7,796	—	3,400	2.29
H28	7,565	-231	3,376	2.24
H29	7,289	-276	3,314	2.20
H30	7,052	-237	3,291	2.14
R1	6,811	-241	3,216	2.12
R2	6,596	-215	3,175	2.08
R3	6,405	-191	3,120	2.05
R4	6,184	-221	3,082	2.01
R5	5,979	-205	3,031	1.97
R6	5,764	-215	2,982	1.93

※各年度3月末人口

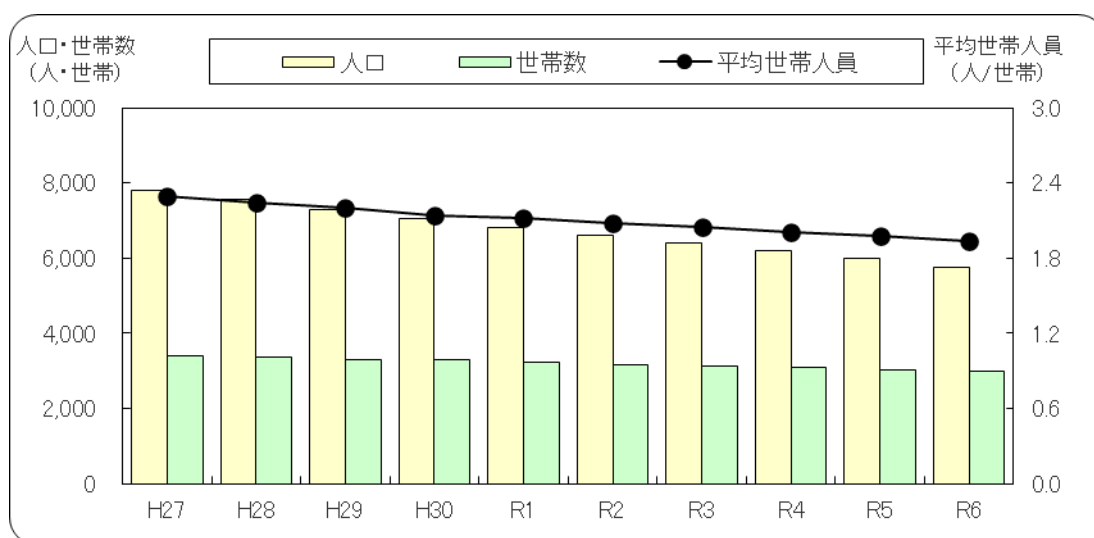


図 2-2-1 人口・世帯数の推移

2) 年齢別人口構成

令和6年度における年齢別人口構成は、男女ともに70～74歳の人口が最も多くつぼ型となっている。一方で40歳代後半に落ち込みが見られ、少子高齢化とともに若者の流出が著しい。

表 2-2-2 年齢別人口構成

(単位:人)

項目		総数	男	女
幼年 少 人 口	0～4	65	36	29
	5～9	95	55	40
	10～14	132	62	70
	小計	292	153	139
生 産 年 齢 人 口	15～19	152	78	74
	20～24	145	74	71
	25～29	144	86	58
	30～34	132	69	63
	35～39	189	95	94
	40～44	234	109	125
	45～49	282	146	136
	50～54	323	170	153
	55～59	315	156	159
	60～64	422	197	225
小計	2,338	1,180	1,158	
老 齡 人 口	65～69	538	238	300
	70～74	709	351	358
	75～79	695	318	377
	80～84	510	207	303
	85～89	353	138	215
	90～94	236	61	175
	95～99	84	16	68
	100～	9	0	9
	小計	3,134	1,329	1,805
	総数	5,764	2,662	3,102

※令和7年3月末現在

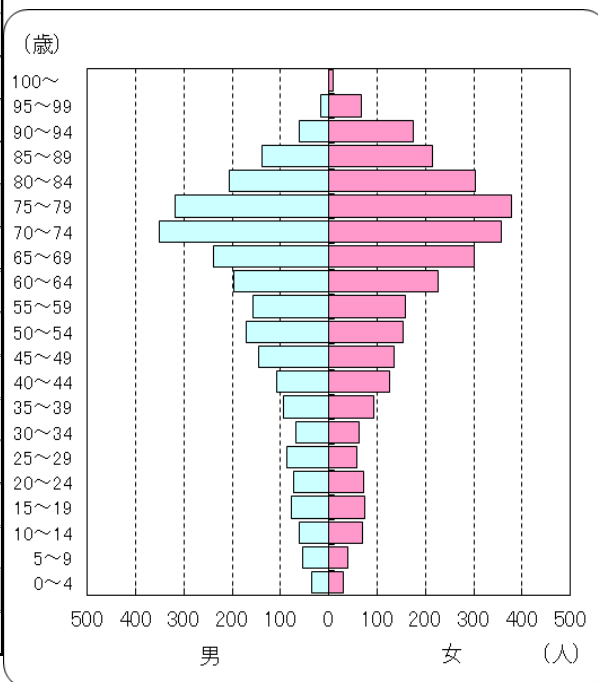


図 2-2-2 年齢別人口構成

2. 産業

事業所数は「製造業」及び「卸売業・小売業」が最も多く、従業者数は「製造業」が最も多く、次いで「卸売業・小売業」「宿泊業、飲食サービス業」の順となっている。

表 2-2-3 産業別事業所数及び従業者数（平成 28 年）

項目		事業所数(件)	従業者数(人)
第1次 産業	農業、林業	3	30
	漁業	-	-
	小計	3	30
第2次 産業	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
	建設業	78	260
	製造業	177	965
	小計	255	1,225
第3次 産業	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-
	情報通信業	1	1
	運輸業、郵便業	8	55
	卸売業・小売業	177	656
	金融業、保険業	6	34
	不動産業、物品賃貸業	18	56
	学術研究、専門・技術サービス業	15	54
	宿泊業、飲食サービス業	77	439
	生活関連サービス業、娯楽業	44	188
	教育、学習支援業	5	16
	医療、福祉	25	307
	複合サービス業	11	68
	サービス業(他に分類されないもの)	70	193
	小計	457	2,067
総数	715	3,322	

出典：経済センサス（平成28年活動調査）

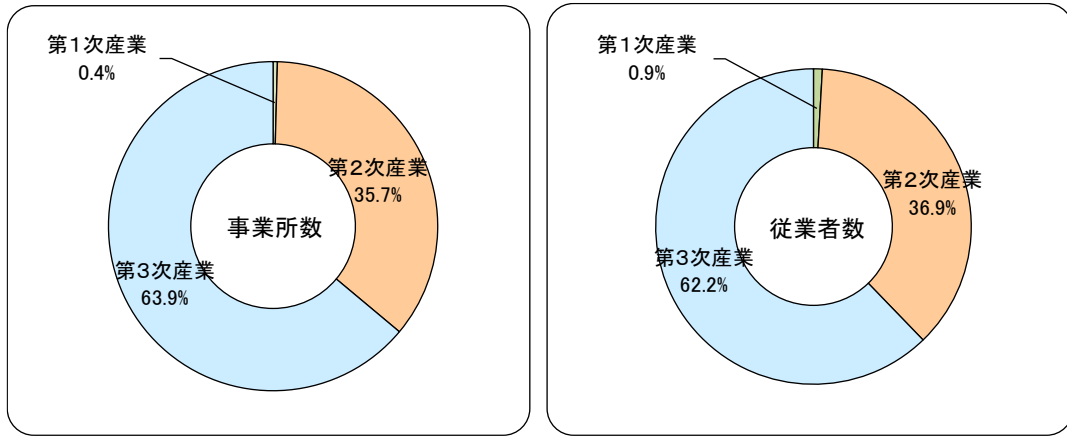


図 2-2-3 事業所数及び従業員数の構成比率 (平成 28 年)

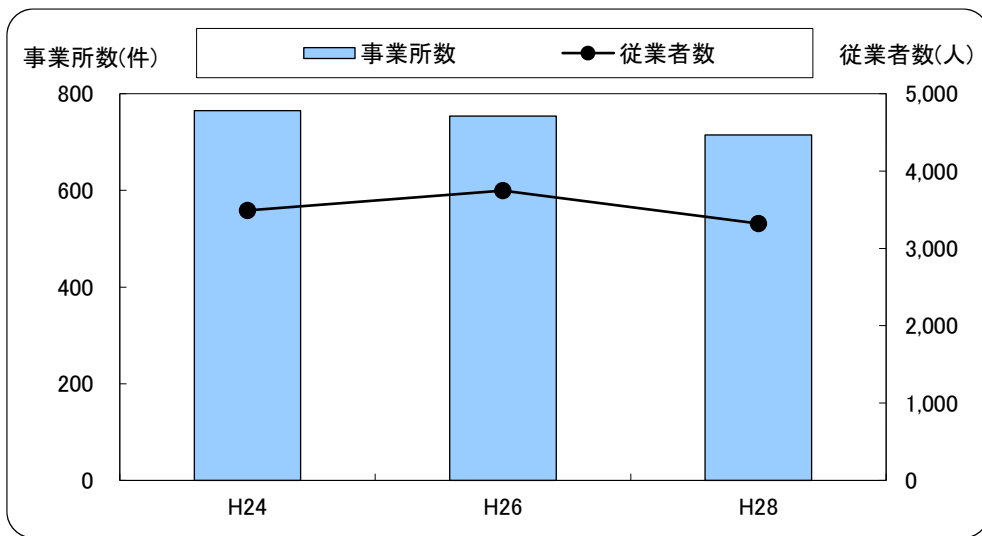


図 2-2-4 事業所数及び従業員数の推移

第3章 ごみ処理の現状

第1節 ごみ処理の状況

1. ごみ処理の経緯

本町における本格的なごみ処理施設は、昭和36年に旧清掃センター敷地に処理能力10t/日の焼却施設を建設したのが始まりであり、その後昭和48年に同敷地内に吉野町役場清掃センター（処理能力20t/8h、機械化バッチ式焼却炉）を建設し、中間処理を行っている。

平成2年4月からは、吉野広域行政組合（構成町村：吉野町、川上村、東吉野村）として、吉野三町村クリーンセンターの建設準備を行い、平成4年6月に竣工、可燃物焼却場（処理能力25t/日、12.5t/8h×2炉）による焼却、既存の最終処分場（昭和58年1月・吉野町不燃物最終処分場整備）と合わせ、広域行政によるごみの共同処理を開始した。

その後、平成5年5月から吉野三町村クリーンセンター粗大ごみ処理施設（破砕機処理能力13t/h、スチール缶圧縮0.6t/h、アルミ缶圧縮0.24t/h、回転ハンマー及びせん断破砕方式）の供用開始、平成9年4月から吉野三町村クリーンセンターリサイクルセンター棟の供用開始、平成10年4月にリサイクルセンター内にペットボトル減容器（処理能力0.3t/h）を設置、平成14年3月に吉野三町村クリーンセンター排ガス高度処理施設及び灰固化施設整備工事（処理能力25t/日、12.5t/8h×2炉、機械化バッチ燃焼式焼却炉）が竣工、平成24年3月に吉野三町村クリーンセンター最終処分場拡張工事（拡張後・埋立面積12,185㎡、全体容量100,000㎡）が竣工し、今日に至る中間処理体制及び最終処分体制が確立した。

また、平成29年4月からは、吉野三町村クリーンセンター可燃物焼却場での焼却を停止し、可燃物焼却については奈良県橿原市に処理を委託していた。同年4月からのごみの収集・運搬業務については、吉野広域行政組合から三町村に移管され、本町は、美吉野環境ステーションを設置し、ごみの収集・運搬業務に対応している。

令和5年10月より、町単独によるごみ処理に移行し可燃ごみについては、やまと広域環境衛生事務組合（構成市町：御所市・五條市・田原本町）やまとクリーンパーク（御所市）で処理し、燃えないごみについては吉野広域行政組合から施設を譲り受け、吉野町クリーンセンターとして今までと同様に処理を継続している。

2. 組織体制の現状

美吉野環境ステーションは、本町のごみの収集拠点として、本町全域におけるごみの収集運搬を行っている。また、処理施設は吉野町クリーンセンターとし、粗大ごみ処理施設、リサイクルセンターを直営で運営している。但し、最終処分場に関しては吉野広域行政組合が保有しており、本町が管理委託により運営している。

3. 分別区分の状況

本町におけるごみの分別区分及び収集頻度等は以下に示すとおりであり、4コースに分けて収集を行っている。また、廃食用油については、拠点回収を行っている。

なお、本町では収集できないごみを指定しており、販売店や専門処理業者等に問い合わせ、適切に処理することとしている。

表 3-1-1 分別区分

分 別	収集頻度	排出方法	対 象
燃えるごみ	週2回	指定袋	生ごみ類、枝類、落ち葉、プラスチック類、発泡スチロール、DVD・ビデオ、皮製品、衣類、ゴム類・アルミ類
燃えないごみ	月1回	指定袋	小型家電製品、ガラス類、陶器・食器類、蛍光灯・電球、刃物類、電池
粗大（大型）ごみ	月1回	証紙貼付	タンス、机、ベッド、自転車、ソファ、畳、ふすま、布団
缶（カン）類	月1回	指定袋	飲料・お菓子の缶、缶詰、スプレー缶
びん（ビン）	月1回	指定袋	飲料・調味料のびん
ペットボトル	月1回	指定袋	ペットボトル
古紙	月1回	ひも十字結束	新聞、段ボール、雑誌、紙パック
廃食用油	拠点回収	—	廃食用油

表 3-1-2 収集できないごみ

ごみの種類	対 象	処 理 方 法
事業系ごみ	家庭以外から排出されたすべての品目、トイレ、浴槽、畳等請負等において発生したもの	専門処理業者等
危険・有害物等の処理困難物	バッテリー、消火器、火薬、廃油、シンナー、農薬、自動車部品等	
建築建材・建築資材	大量のタイル、石膏ボード、汚泥、ブロック（コンクリート）	
家電リサイクル・パソコンリサイクル対象品	テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン	・指定引き取り場所または吉野町クリーンセンターへの持ち込み
	パソコン	・廃棄するパソコンメーカーに回収申込み ・パソコン3R推進協会へ回収申し込み

4. 処理手数料等

ごみの排出については指定袋や証紙による有料化を実施しており、発生抑制・減量化の推進を行っている。また、直接持ち込みについては重量に応じた手数料を徴収している。

表 3-1-3 指定袋の種類と料金

ごみの種類	袋の種類	料金
燃えるごみ	特大	70 円/枚
	大	50 円/枚
	小	30 円/枚
燃えないごみ	—	50 円/枚
びん（ビン）	—	50 円/枚
缶（カン）類	—	50 円/枚
ペットボトル	—	50 円/枚

表 3-1-4 証紙の種類と料金

ごみの種類	料金
燃えるごみ ※発泡スチロールを大量に排出する場合	50 円/枚
粗大（大型）ごみ	100 円/枚

表 3-1-5 直接持ち込みの概要と手数料

項目	内 容	
持ち込み場所	吉野町クリーンセンター	
受付日	月曜日から金曜日（祝祭日を除く）及び第三日曜日 ※年末年始は要相談	
受付時間	午前 8 時 30 分から午後 3 時まで	
料金	一般家庭	63 円/10kg
	事業活動に伴い排出されるもの	158 円/10kg

5. ごみの排出・処理の状況

1) ごみ処理フロー

燃えるごみは収集されたもの、及び吉野町クリーンセンターに持ち込まれたもののいずれも、御所市にある“やまとクリーンパーク”に搬入され処理委託される。

粗大ごみと缶類は粗大ごみ処理施設に、燃えないごみと缶類以外の資源ごみはリサイクルセンターにそれぞれ搬入し処理した後、選別された可燃物はやまとクリーンパークで焼却処理、資源物は資源回収業者へ搬出し資源化、選別され再資源化出来ない不燃物は最終処分場で埋め立て処分される。

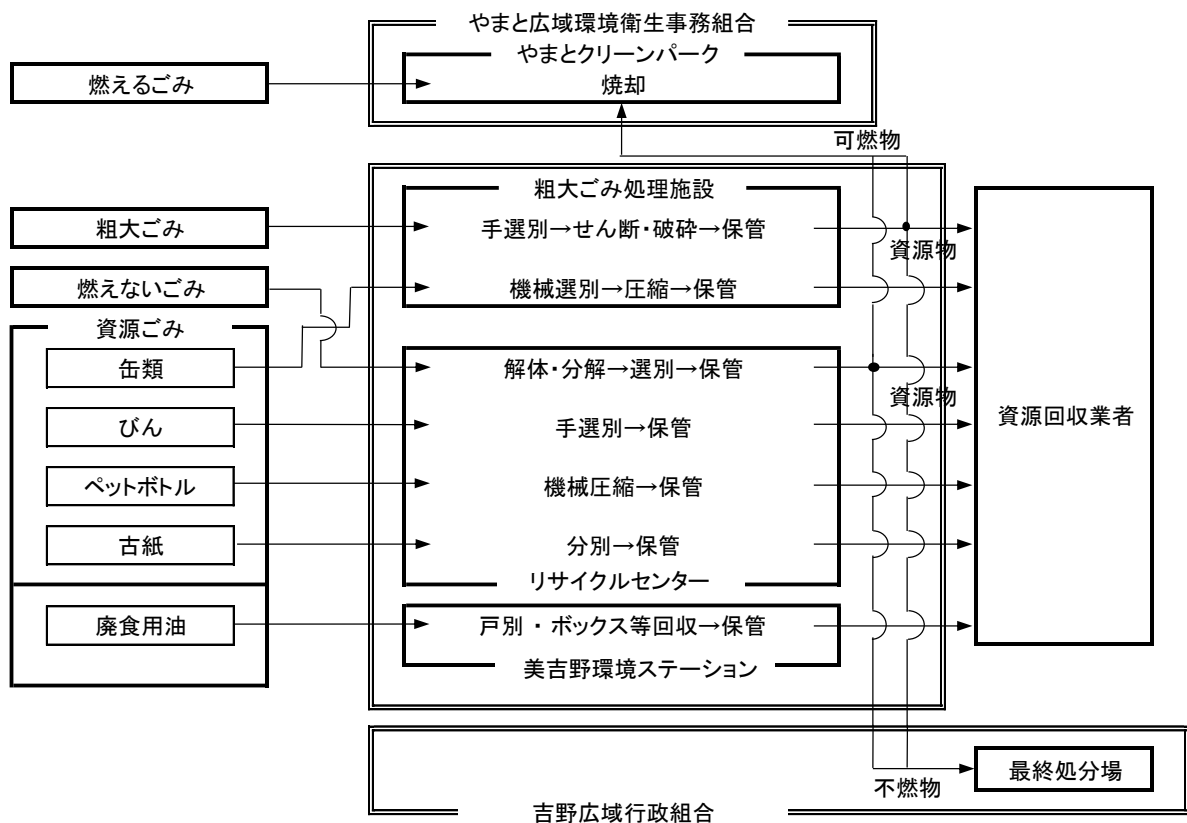


図 3-1-1 ごみ処理フロー

2) ごみの種類別排出量

本町におけるごみ総排出量は毎年減少傾向にあり、令和6年度は1,905t/年となっている。

1人1日あたりごみ排出量も減少傾向にあり、令和6年度は905.4g/人・日となっている。

表 3-1-6 ごみ総排出量及び1人1日あたりごみ排出量の推移

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6
人口	人	6,596	6,405	6,184	5,979	5,764
ごみ総排出量	t/年	2,349	2,257	2,203	2,075	1,905
燃えるごみ	t/年	1,579	1,559	1,534	1,445	1,384
燃えないごみ	t/年	337	290	271	309	247
粗大ごみ	t/年	269	240	237	182	136
資源ごみ	t/年	164	168	161	139	138
1人1日あたりごみ排出量	g/人・日	975.7	965.5	976.0	948.2	905.4
燃えるごみ	g/人・日	655.9	666.9	679.6	660.3	657.8
燃えないごみ	g/人・日	140.0	124.0	120.1	141.2	117.4
粗大ごみ	g/人・日	111.7	102.7	105.0	83.2	64.6
資源ごみ	g/人・日	68.1	71.9	71.3	63.5	65.6

※各年度3月末人口

※燃えないごみ及び粗大ごみについては、実際の処理量を考慮し直接搬入ごみ量を按分・調整した排出量としている。

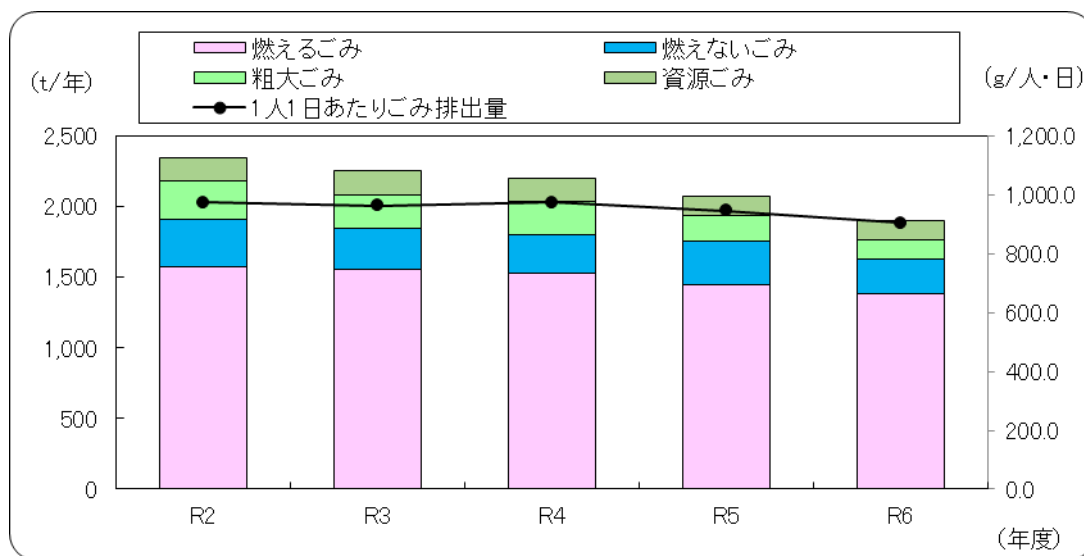


図 3-1-2 ごみ総排出量及び1人1日あたりごみ排出量の推移

3) 中間処理量

(1) 焼却処理量と減容化量

本町における焼却処理量は、毎年減少傾向にあり、令和6年度は1,526t/年となっている。

表 3-1-7 焼却処理量と減容化量の推移

項目	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ総排出量	2,349	2,257	2,203	2,075	1,905
焼却処理量	1,746	1,735	1,695	1,667	1,526
燃えるごみ	1,579	1,559	1,533	1,556	1,455
処理施設からの可燃物	167	176	162	111	71
排出量	217	217	179	201	189
焼却灰	217	217	179	201	189
減容化量	1,529	1,518	1,516	1,466	1,337
減容化率	65.1%	67.3%	68.8%	70.7%	70.2%

※減容化量＝焼却処理量－焼却灰

※減容化率＝減容化量÷ごみ総排出量

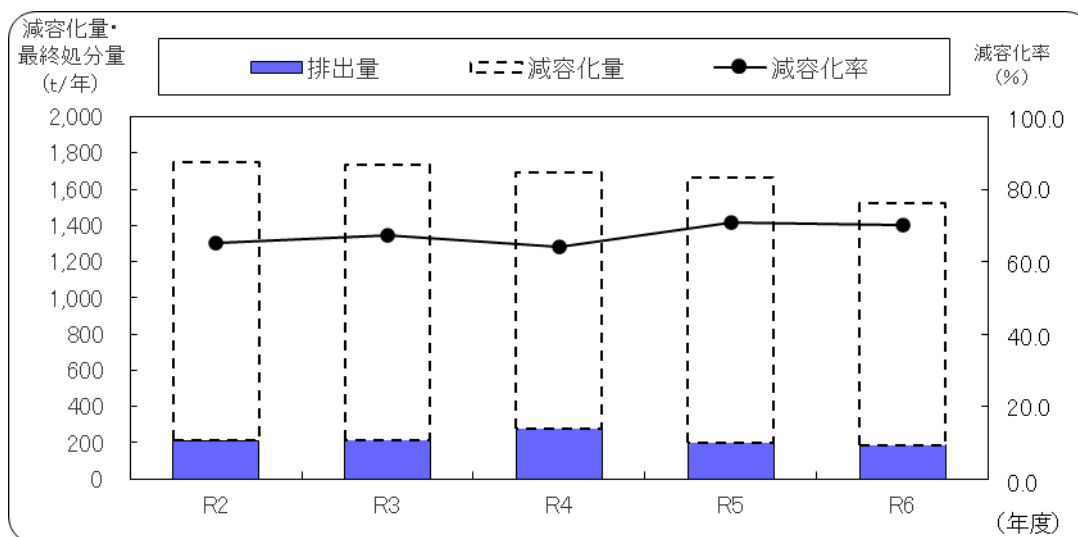


図 3-1-3 焼却処理量と減容化量の推移

(2) 資源化量

本町における資源化量は、毎年減少傾向にあり、令和6年度は205t/年となっている。
また、資源化率も減少傾向を示しながら推移しており、令和6年度は10.8%となっている。

表 3-1-8 資源化量と資源化率の推移

単位:t/年

項目	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ総排出量	2,349	2,257	2,203	2,075	1,905
資源化量	280	272	256	257	205
直接資源化量	101	108	101	83	85
処理施設からの資源化物	179	164	155	174	120
資源化率	11.9%	12.1%	11.6%	12.4%	10.8%

※資源化率=資源化量÷ごみ総排出量

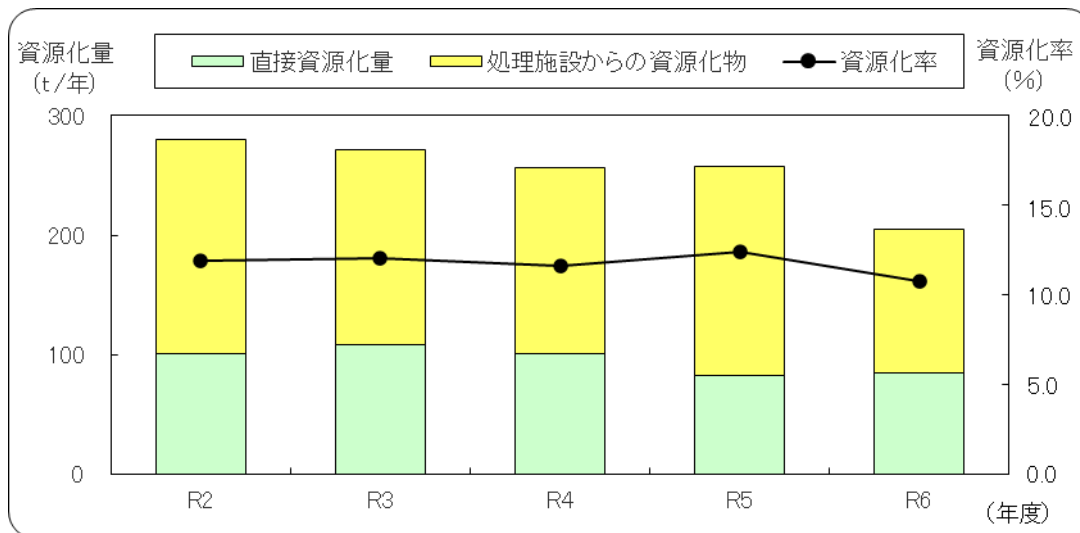


図 3-1-4 資源化量と資源化率の推移

4) 最終処分量

本町における最終処分量は、令和5年度より増加傾向にあり、令和6年度は 352t/年となっている。

表 3-1-9 最終処分量と最終処分率の推移

単位:t/年

項目	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ総排出量	2,349	2,257	2,203	2,075	1,905
最終処分量	291	281	352	339	352
直接最終処分	29	25	40	110	141
処理施設からの残渣	49	39	33	28	22
焼却灰	213	217	279	201	189
最終処分率	12.4%	12.5%	16.0%	16.3%	18.5%

※最終処分率=最終処分量÷ごみ総排出量

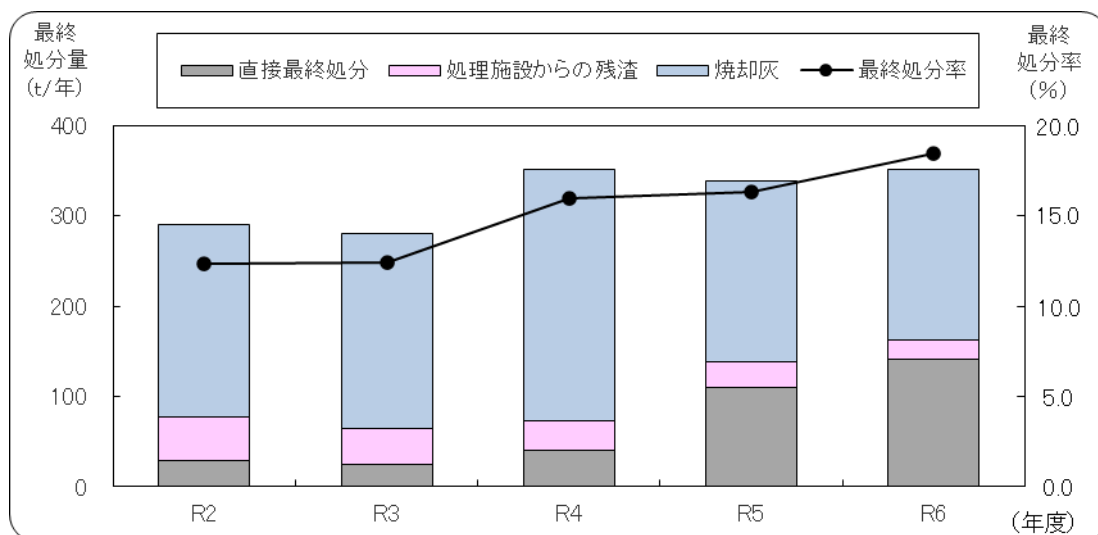


図 3-1-5 最終処分量と最終処分率の推移

5) ごみ処理コスト

本町におけるごみ処理に係る実質コストは令和5年度以降増加の推移にあり、令和6年度は203,854千円となっている。これを町民1人あたりに換算すると35,367円、ごみ1tあたりに換算すると106,995円となる。

なお、収集・運搬については、平成29年度以降は直営により行っている。また、可燃ごみ以外にあっては令和5年下期以降、吉野町単独に移行した。

表 3-1-10 ごみ処理コストの推移（歳入）

単位:t/年

項目	単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
特別収集	千円	425	144	184	128	136
ごみ袋・証紙販売収入	千円	4,418	4,552	5,225	13,263	11,682
クリーンセンター持込手数料	千円	0	0	0	2,068	3,763
材料売却代	千円	0	0	0	2,917	4,436
リサイクル家電運搬代	千円	0	0	0	89	136
歳入合計	千円	4,843	4,696	5,409	18,465	20,153
人口	人	6,596	6,405	6,184	5,979	5,764
1人あたりの歳入	円/人	734	733	875	3,088	3,496
ごみ総排出量	t/年	2,349	2,257	2,203	2,075	1,905
ごみ1tあたり歳入	円/t	2,062	2,080	2,456	8,899	10,578
【収集・運搬】の形態		【直営】				
【処理】の形態		【委託】		【委託】(上期) 【直営】(下期)		【直営】

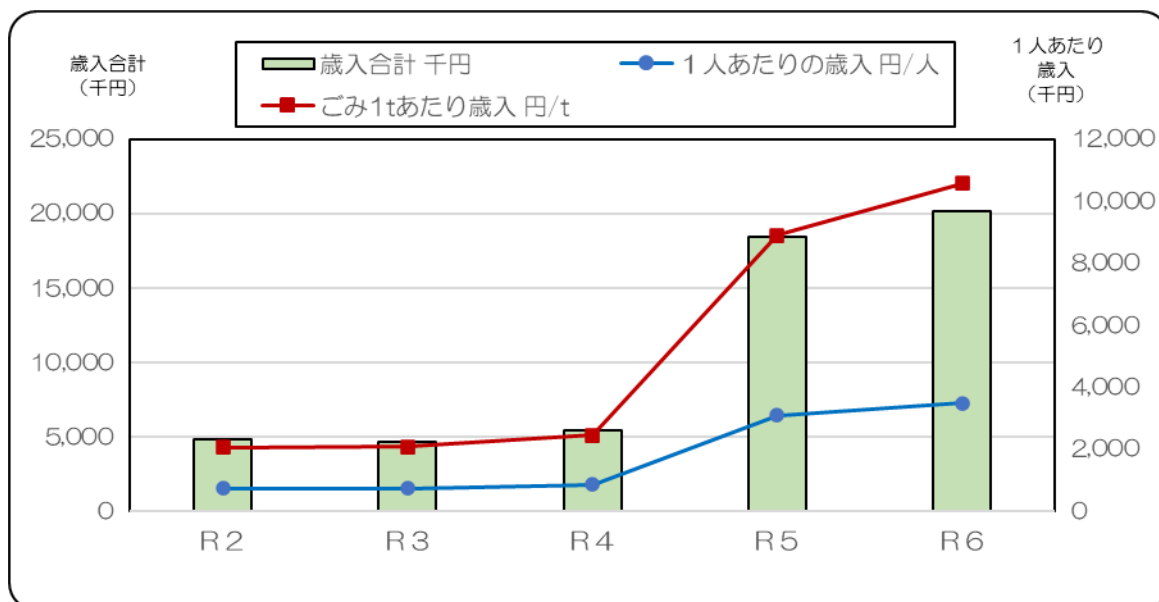


図 3-1-6 ごみ処理コストの推移（歳入）

表 3-1-11 ごみ処理コストの推移（歳出）

単位:t/年

項 目	単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
人件費	千円	64,759	66,120	67,571	97,235	131,019
組合分担金	千円	127,340	92,053	96,332	42,003	3,892
委託費（処理料）	千円	0	0	0	22,699	47,474
消耗品を含むその他経費	千円	11,788	14,941	16,531	24,814	41,622
歳出合計	千円	203,887	173,114	180,434	186,751	224,007
人 口	人	6,596	6,405	6,184	5,979	5,764
1人あたりの経費	円/人	30,911	27,028	29,178	31,234	38,863
ごみ総排出量	t/年	2,349	2,257	2,203	2,075	1,905
ごみ1tあたり経費	円/t	86,814	76,689	81,916	90,000	117,573
【収集・運搬】の形態	【直営】					
【処理】の形態	【委託】			【委託】(上期)	【直営】(下期)	【直営】

※各年度3月末人口

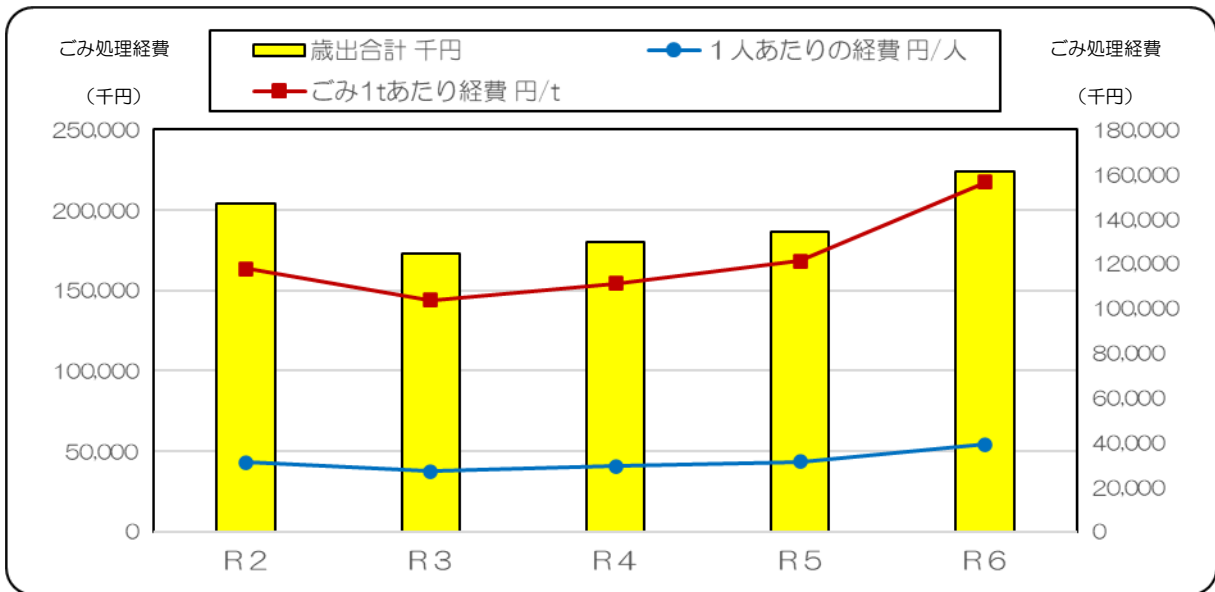


図 3-1-7 ごみ処理コストの推移（歳出）

表 3-1-12 ごみ処理コストの推移（実質コスト）

単位：t/年

項目	単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
歳出合計	千円	203, 887	173, 114	180, 434	186, 751	224, 007
歳入合計	千円	4, 843	4, 696	5, 409	18, 465	20, 153
実経費	千円	199, 044	168, 418	175, 025	168, 286	203, 854
ごみ総排出量	t/年	2, 349	2, 257	2, 203	2, 075	1, 905
人口	人	6, 596	6, 405	6, 184	5, 979	5, 764
1人あたりの実質経費	円/人	30, 176	26, 295	28, 303	28, 146	35, 367
ごみ1tあたり実質経費	円/t	84, 752	74, 609	79, 460	81, 102	106, 995
処理の形態		【直営】				
【処理】の形態		【委託】		【委託】(上期)	【直営】(下期)	【直営】

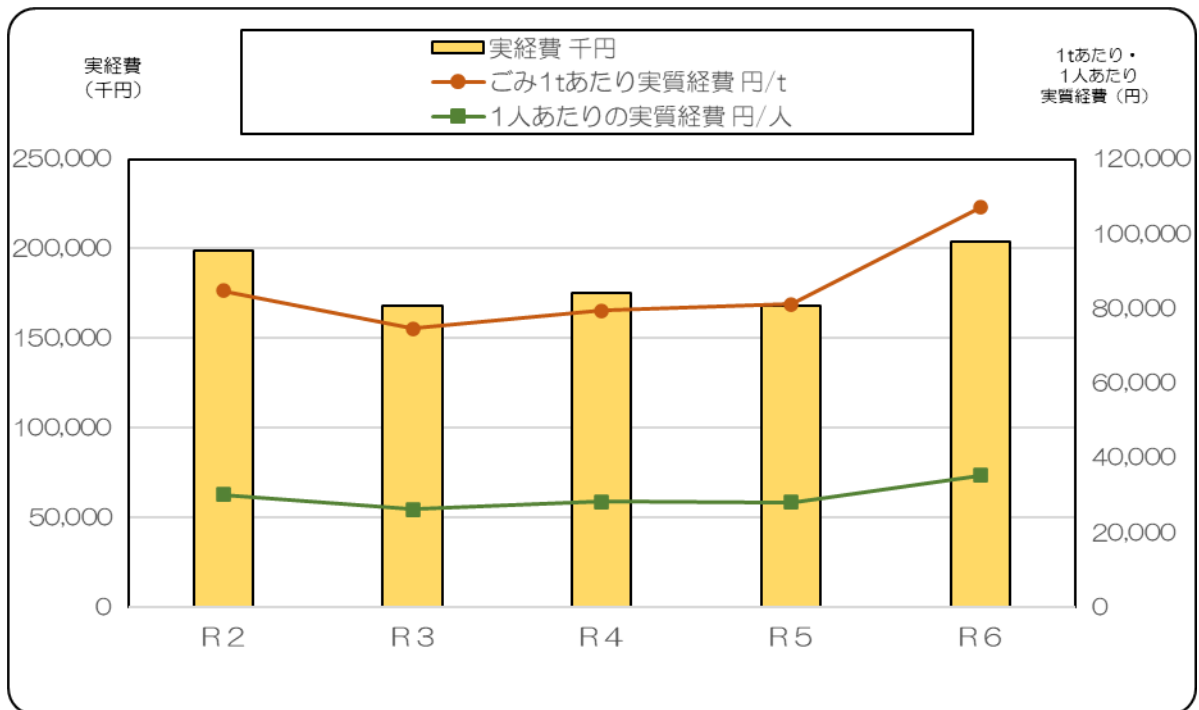


図 3-1-8 ごみ処理コストの推移（実質コスト）

また、可燃ごみ処理を委託する「やまと広域環境衛生事務組合」に対して地元対策費として以下に示す。

表 3-1-13 地元対策費の推移

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6
やまと広域負担金(地元対策費)	千円	0	0	0	155,000	0

第2節 処理施設の概要

1. 中間処理施設

令和5年10月より、燃えるごみは処理を委託しており、御所市・五條市・田原本町で構成するやまと広域環境衛生事務組合が有するやまとクリーンパークで処理している。

同時期に、燃えないごみ、粗大ごみ及び資源ごみは、吉野広域行政組合から吉野三町村クリーンセンターを引継ぎ吉野町クリーンセンターとして処理している。

表 3-2-1 中間処理施設（焼却施設）

施設名	やまとクリーンパーク（御所市）
所在地	奈良県御所市大字栗坂 293
処理能力	焼却：120t/24h（85t×2 炉）
余熱利用	発電、場内給湯及び場外余熱利用

表 3-2-2 中間処理施設（粗大ごみ処理施設）

施設名	吉野町クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	
所在地	奈良県吉野郡吉野町立野 767-2	
処理能力	破碎機	13.5t/5h
	スチール缶圧縮	0.6t/h(50kg/ブロック)
	アルミ缶圧縮	0.24t/h(20kg/ブロック)
処理方式	回転ハンマー及びせん断破碎方式	
供用開始	平成5年5月	

表 3-2-3 中間処理施設（不燃ごみ・資源ごみ処理施設）

施設名	吉野町クリーンセンター リサイクルセンター	
所在地	奈良県吉野郡吉野町立野 767-2	
処理能力	ペットボトル圧縮	0.3t/h
供用開始	平成9年4月（ペットボトル減容器は平成10年4月）	

2. 最終処分場

本町において排出された不燃物等の最終処分は、最終処分場（吉野広域行政組合）において埋立を行っている。

表 3-2-4 最終処分場

施設名	吉野広域行政組合最終処分場（吉野広域行政組合）
所在地	奈良県吉野郡吉野町立野 767-2
埋立面積	12,185 m ²
全体容量	100,000 m ³
残余容量	13,471 m ³ （令和 7 年 12 月末現在）
供用開始	昭和 58 年 1 月（平成 24 年 3 月 拡張工事竣工）

第 3 節 発生抑制、資源化、適正処理のための施策等

1) のきさき収集

少子高齢化や世帯の高齢化が急激に進み、今まで行えていたごみステーションまでのごみ出しが困難となった家庭が急増した。平成 29 年度より収集業務を直営化したことで、玄関先まで収集に伺う戸別収集のサービスを開始した。

2) 戸別収集

収集経路から離れたごみ出しの困難な世帯を対象として、ごみ収集日程カレンダーの日程で全品目の収集を行っている。利用には事前申請が必要である。

3) やすらぎ収集（リクエスト収集）

ごみ出しが困難な世帯を対象として、粗大ごみの戸別収集を行っている。

表 3-3-1 やすらぎ収集の概要

項目	内容
対象物	粗大ごみ
収集日	平日の午後（年末年始・祝祭日は除く）※観桜期は吉野山を除く
対象者	ごみ出しが困難な世帯
予約方法	電話による予約（平日 8 時から 16 時）
予約内容	事前訪問可能日・収集希望日時・収集場所
最大利用回数・量	月 1 回・軽トラック 1 台分まで

4) 出前講座の実施

担当者が訪問し、ごみの分別や減量等について個別に講座を開催することで、住民の疑問解消や意識啓発を促進している。令和元年12月から開始しており、現在まで団体3件、個人10件を対象に実施した。

5) 廃食用油の回収

家庭や事業所から出る廃食用油（天ぷら油等）の回収を行っている。回収した廃食用油は、回収業者に引き渡し資源化を行っている。

6) リバーフィールドよしの環境美化

河川美化活動を推進しつつ、ごみの削減に取り組んでおり、平成21年度から環境美化協力をお願いし、河川の環境保全に配慮するとともに放置ごみ削減に努めている。

7) 吉野町をきれいにする条例

表 3-3-2 条例の概要

項 目	内 容
目 的	吉野町では、空き缶・空き瓶・たばこの吸い殻・チューインガムのかみかす等のポイ捨てゴミ、自動車やバイク等の不法投棄等心ない行為をなくして、人・自然・文化の調和したまちづくりを目指しています。
町 の 責 務	町は、町民が健康で快適な生活を確保するため、環境美化の促進についての施策を実施しなければならないこと
住民等の責務	町民、滞在者及び旅行者は、環境美化の意識を高め美観に努めなければならないこと 町民は、清掃活動、親切美化運動等の活動に参加、協力するよう努めること 放置ごみ及び放置自転車の禁止 家庭等のごみ及び放置ごみを野焼き若しくは簡易焼却炉等で焼却しないように努めること
罰 則	町の勧告に従わない者... 20万円以下の罰金 町の調査を妨げる等の行為をした者... 3万円以下の罰金

8) 環境教育

町内の小学4年生を対象に、社会科の授業で「地域の仕事を学ぶ」の学習があり、ごみ収集や処理に関する事柄もあることから、平成31年度より職員が学校へ出向き、3Rの説明やごみの減量化に向けた分別の方法など、授業の一環として取り組んでいる。

また、町内こども園の年長を対象に、遊びを交えた分別体験を行うことで、ごみの分別に興味を持ってもらえるよう取り組みを行っている。

第4節 ごみ処理行政における動向

1. 国における動向

1) 第6次環境基本計画（令和6年5月閣議決定）

「環境基本法」に基づく「環境基本計画」は、国全体の環境施策に関する総合的・長期的な方向性を定めたものである。

第6次環境基本計画では、環境・経済・社会の総合的向上の高度化のための6つの戦略を設定している。

- ・「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ・自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上
- ・環境・経済・社会の総合的向上の実践・実装の場としての地域づくり
- ・「ウェルビーイング/高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現
- ・「新たな成長」を支える化学技術・イノベーションの開発・実証と社会実証
- ・環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献

2) 第5次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月閣議決定）

「循環型社会形成推進基本法」に基づく「循環型社会形成推進基本計画」は、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものである。

第5次循環型社会形成推進基本計画では、次の重点分野が示されている。

- ・循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域社会づくり
- ・資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ・多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ・資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生に実行
- ・適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

3) 廃棄物処理法の基本方針（令和7年2月改定）

「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の中で、改めて大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造を見直し、高度な物質循環を確保することによって、環境負荷を可能な限り小さくし、循環型社会への転換を進めていくとしている。また、東日本大震災を契機にして、安心・安全への関心が高まっていることから、より一層、環境保全、安心・安全を重視することとしている。

さらに一般廃棄物の減量化に関しては、令和12年度を目標年度として、排出量、再生利用量の割合、最終処分量の目標を設定している。

4) 廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月閣議決定）

「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物処理施設整備計画」は、廃棄物処理施設整備事業を計画的に実施するため5年ごとに定められるものである。

令和5年6月に閣議決定された計画における基本的理念として、(1)基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化、(2)災害時の含めた持続可能な適正処理、(3)脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組とされており、廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標には、ごみのリサイクル率、一般廃棄物最終処分場の残余年数、ごみ焼却施設の発電効率、廃棄物エネルギーの地域を含めた外部に供給している施設の割合について目標値が設定されている。

5) 災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）

「災害廃棄物対策指針」は、各地方公共団体が行う災害廃棄物処理計画の策定に資することを目的として策定された指針である。東日本大震災及び近年発生した災害への対応から得られた知見を基に、平成30年3月に改定された。

各種自然災害への平時からの備え、災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策及び復興対策について、基本的事項を示している。また、都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成のために、技術資料や参考資料も整理されている。

2. 奈良県における動向

1) 奈良県廃棄物処理計画（第5次計画）（令和5年3月策定）

「奈良県廃棄物処理計画（第5次計画）」は、3Rをはじめ循環型社会形成を推進するために県民、NPO、事業者、行政等の各主体が中長期的に取り組む基本的な方向を示すものとして、廃棄物処理にかかる広域及び効果・効率的な観点から、県と市町村が連携・協働して各種施策を推進するための計画として定められたものである。

一般廃棄物に係る数値目標としては、令和9年度を目標年度として、排出量、再生利用量、最終処分量の目標を設定している。

表 3-4-1 ごみの発生抑制及び再生利用に関する目標

計 画 名	目標年度	目 標 値
第5次循環型社会形成推進基本計画	R12	・ ごみ焼却量：約 580 g / 人・日
廃棄物処理法に基づく基本方針	R12	・ 家庭系ごみ排出量 約 478g ・ 排出量に占める再生利用量の割合：約 26% ・ 最終処分量：約 5%減
廃棄物処理施設整備基本計画	R10	・ ごみのリサイクル率：28%
奈良県廃棄物処理計画	R9	・ 最終処分量 43 千 t / 年、最終処分率 11.0% ・ 排出量 391 千 t / 年、821 g / 人・日 ・ 再生利用量 75 千 t / 年、再生利用率 19.3%

第5節 ごみ処理の現状評価

本節において、全国及び奈良県平均は「環境省 一般廃棄物処理実態調査結果」の数値を示す。

1. 経年変化の比較

1) 1人1日あたりごみ排出量

1人1日あたりごみ排出量について、奈良県及び全国の平均は減少しながら推移しているが、本町は増減を繰り返しながら推移しており、全国平均及び奈良県平均より多くなっている。

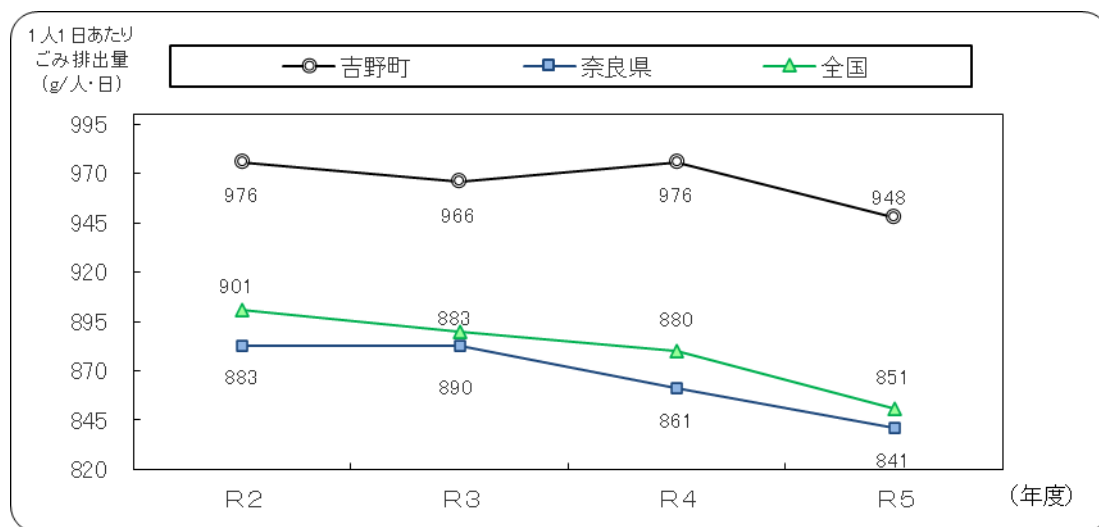


図 3-5-1 1人1日あたりごみ排出量の経年変化の比較

2) 資源化率

本町の資源化率は増減を繰り返しながら推移しており、令和5年度では奈良県及び全国平均に近づいている。

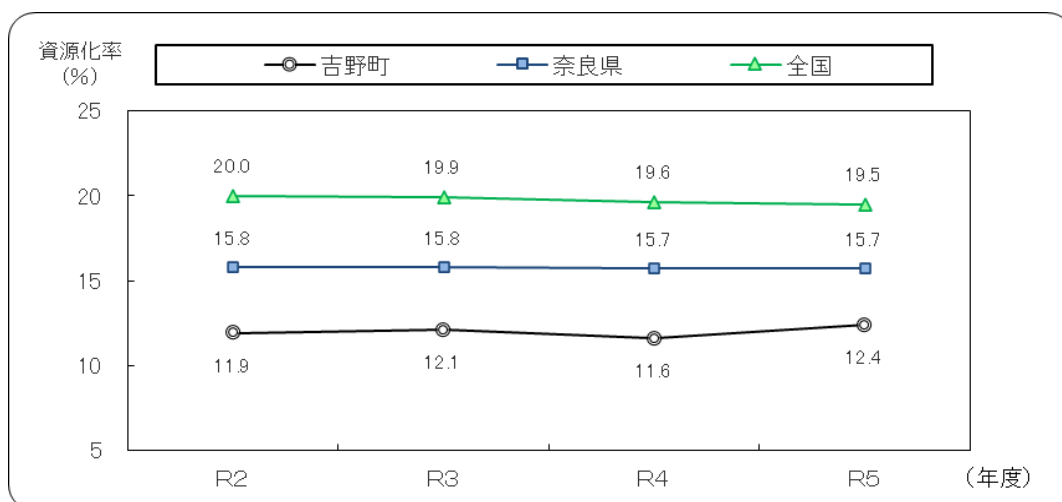


図 3-5-2 資源化率の経年変化の比較

2. 奈良県内での比較

1) 1人1日あたりごみ排出量

令和5年度における奈良県内での1人1日あたりごみ排出量について、本町は奈良県平均を大きく上回っており、6番目に多い自治体となっている。

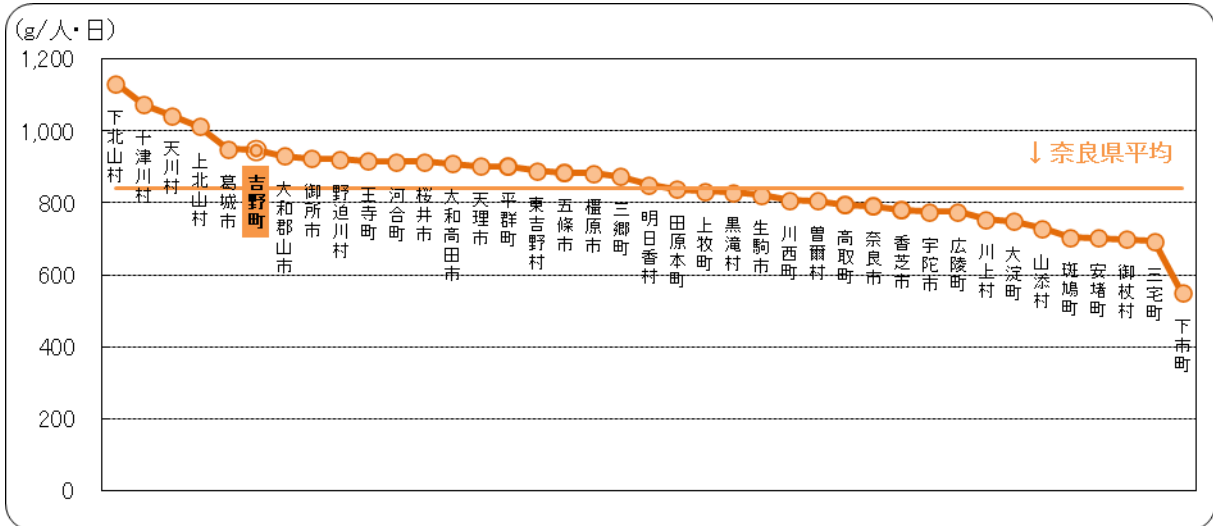


図 3-5-3 1人1日平均排出量の奈良県内での比較

2) 資源化率

令和5年度における奈良県内での資源化率について、本町は奈良県平均を下回っており、19番目に低い自治体となっている。

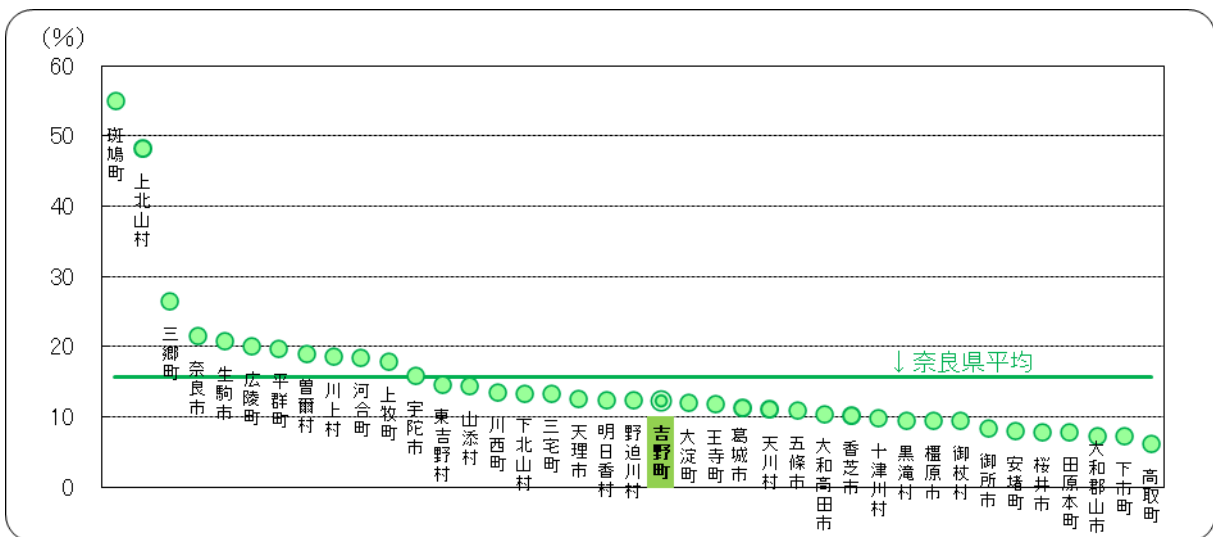
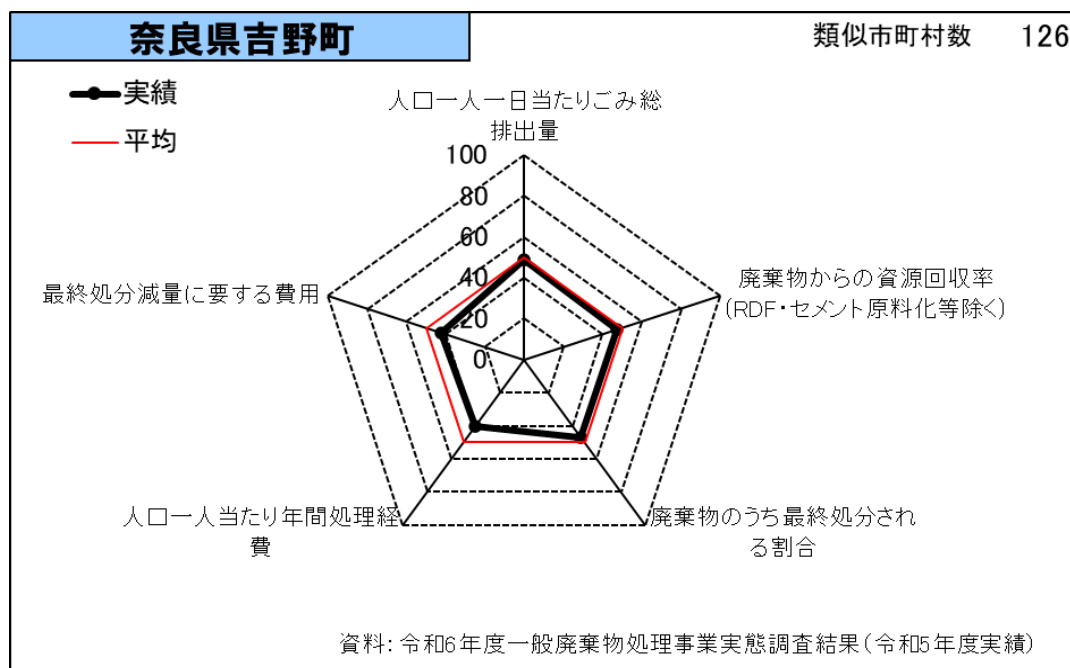


図 3-5-4 資源化率の奈良県内での比較

第6節 ごみ処理システムの評価

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（環境省）に基づき、本町のごみ処理システムを環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて評価した。比較対象としたのは、産業構造等の似通った全国の類似自治体（126自治体）である。

その結果、概ね平均的な数値を示したが、「人口一人当たり年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用」は他市町村と比較して平均を大きく下回る偏差値を示している。



※偏差値の表記について

算出された指標は、その項目によって、大きい方が良好なもの、小さい方が良好なものがある。

- 大きい方が良好な指標：廃棄物からの資源回収率
- 小さい方が良好な指標：人口一人一日当たりごみ総排出量、廃棄物のうち最終処分される割合、人口一人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用

レーダーチャートが、平均値（赤線）の外側に飛び出している指標は、本町が類似市町村より優れているということを示している。

表 3-6-1 ごみ処理システム分析結果（令和5年度実績比較）

項目	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (%)	廃棄物のうち最終処分される割合 (%)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.907	14.5	9.3	20,556	65,682
最大	2.142	39.4	70.9	62,143	483,314
最小	0.056	1.3	0	3,987	14,174
標準偏差	0.259	7.2	7.7	11,072	46,669
吉野町実績	0.933	12.4	11.6	31,602	101,920
偏差値	49.0	47.1	47.0	40.0	42.2

第7節 将来の予測

1. 計画人口

本計画における計画人口は減少しながら推移し、令和12年度に4,507人となる。

表 3-7-1 計画人口の推移

年度		人口	年度		人口
実績	R1	6,811	将来人口	R7	5,613
	R2	6,596		R8	5,392
	R3	6,405		R9	5,171
	R4	6,184		R10	4,950
	R5	5,979		R11	4,729
	R6	5,764		R12	4,507
※各年度3月末人口				R13	4,358
				R14	4,209
				R15	4,060
				R16	3,911
				R17	3,763

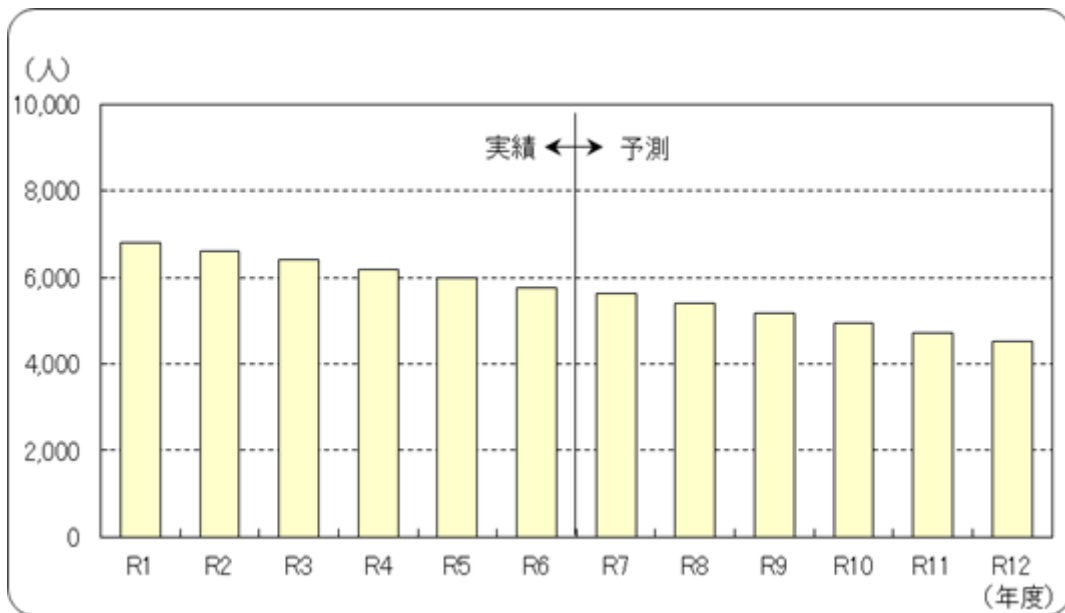


図 3-7-1 計画人口の推移

2. ごみ排出量及び処理・処分量の予測

1) 予測手法

将来のごみ排出量及び処理・処分量の予測手法を以下に示す。

排出量については、過去5年間の町民1人1日当たりごみ排出量をトレンド式に当てはめ、これに将来の計画人口を乗じて将来のごみ排出量を算出する。

また、処理・処分量については、過去の実績からそれぞれの比率を設定し算出する。

ただし、トレンド式による予測にあたり、実績が少ない場合や実績傾向を良好に反映した予測結果が得られない場合は、近年の実績を参考に推計値を設定する。

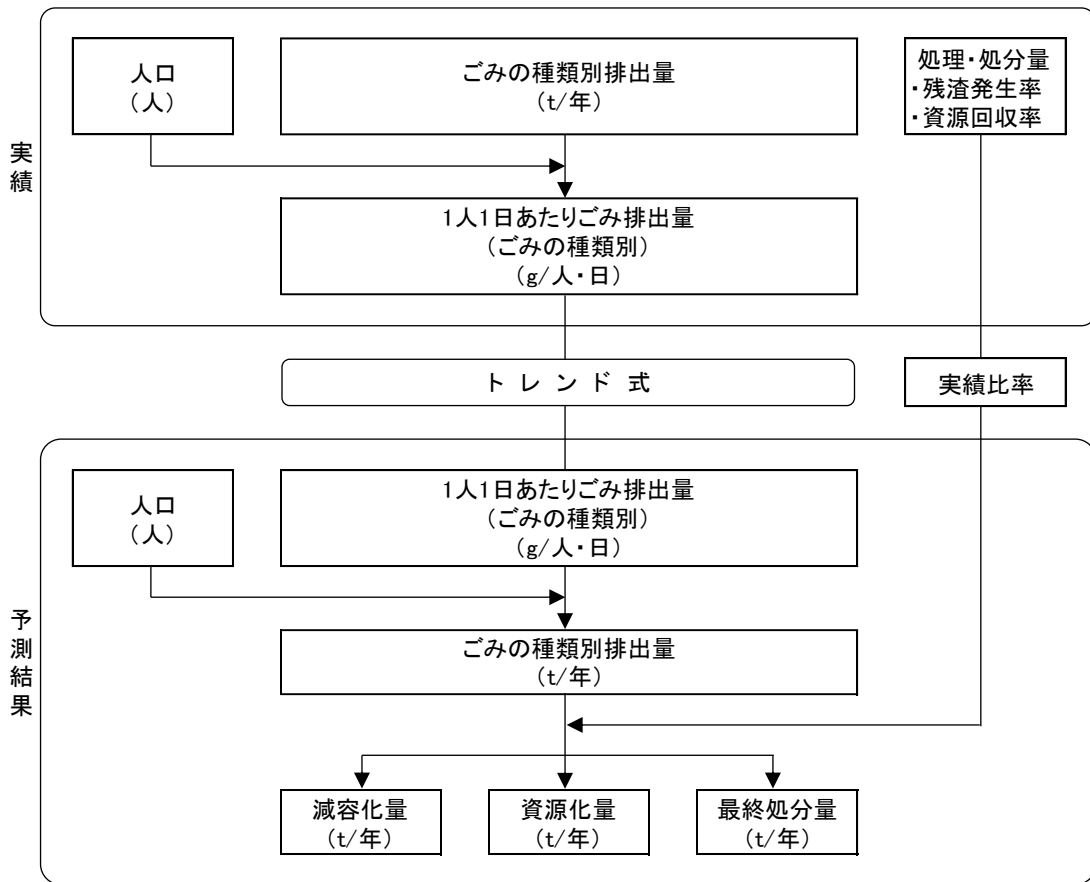


図 3-7-2 予測手法

2) ごみ排出量及び処理・処分量の予測結果

ごみ排出量及び処理・処分量の予測結果を以下に示す。

(1) ごみの種類別排出量及び1人1日あたりごみ排出量の予測結果

ごみ総排出量は減少する見込みであり、令和12年度は1,435t/年となる予測結果となっている。

1人1日あたり排出量は緩やかに減少する見込みであり、883.2g/人・日となる予測結果となっている。

表 3-7-2 ごみ排出量の予測結果

項目	単位	実績		予測	
		R2	R6	R12	R17
人口	人	6,596	5,764	4,507	3,763
ごみ総排出量	t/年	2,349	1,905	1,453	1,193
燃えるごみ	t/年	1,579	1,384	1,082	906
燃えないごみ	t/年	337	247	182	141
粗大ごみ	t/年	269	136	91	69
資源ごみ	t/年	164	138	98	77
1人1日あたりごみ排出量	g/人・日	975.7	905.4	883.2	866.7
燃えるごみ	g/人・日	655.9	657.8	657.8	657.8
燃えないごみ	g/人・日	140.0	117.4	110.5	102.5
粗大ごみ	g/人・日	111.7	64.6	55.1	50.4
資源ごみ	g/人・日	68.1	65.6	59.8	56.0

※各年度3月末人口

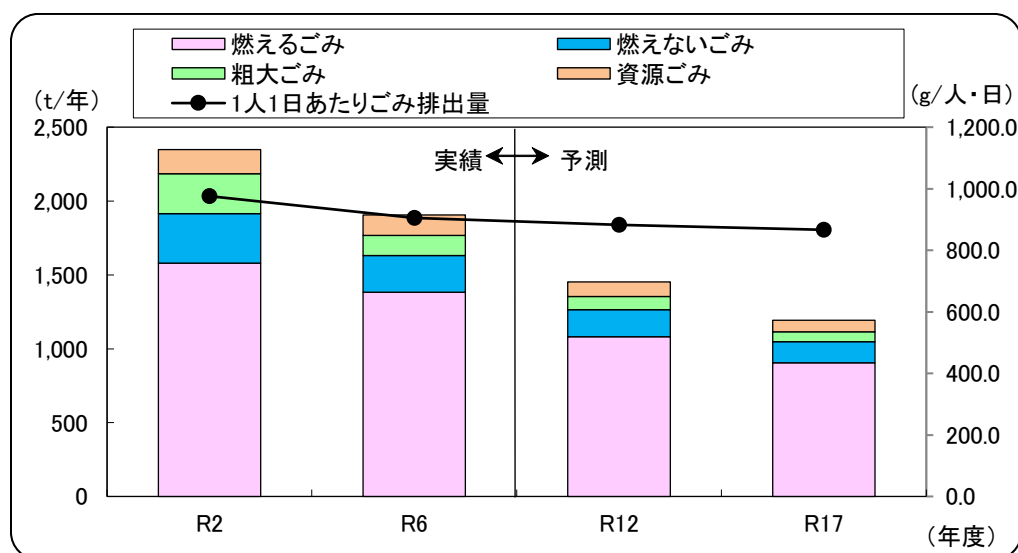


図 3-7-3 ごみ排出量の予測結果

(2) ごみの処理・処分量の予測結果

① 焼却処理量の予測結果

焼却処理量は減少する見込みであり、令和12年度は1,133t/年、減容化率は68.3%となる予測結果となっている。

表 3-7-3 焼却処理量と減容化率の予測結果

区分	実績		予測	
	R2	R6	R12	R17
ごみ総排出量	2,349	1,905	1,453	1,193
焼却処理量	1,746	1,526	1,133	945
燃えるごみ	1,579	1,455	1,082	906
処理施設からの可燃物	167	71	51	39
排出量	217	189	140	117
焼却灰	217	189	140	117
減容化量	1,529	1,337	992	828
減容化率	65.1%	70.2%	68.3%	69.4%

※減容化量＝焼却処理量－焼却灰

※減容化率＝減容化量÷ごみ総排出量

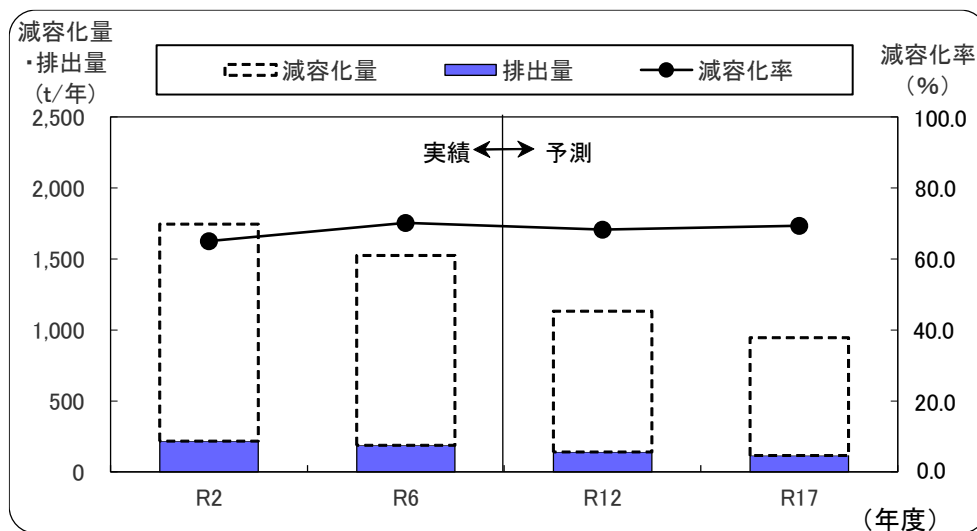


図 3-7-4 焼却処理量と減容化率の予測結果

② 資源化量の予測結果

資源化量は減少する見込みであり、令和12年度は146t/年、資源化率は10.1%となる予測結果となっている。

表 3-7-4 資源化量と資源化率の予測結果

区分	実績		予測	
	R2	R6	R12	R17
ごみ総排出量	2,349	1,905	1,453	1,193
資源化量	280	205	146	114
直接資源化量	101	85	61	48
処理施設からの資源化物	179	120	85	66
資源化率	11.9%	10.8%	10.1%	9.5%

※資源化率＝資源化量÷ごみ総排出量

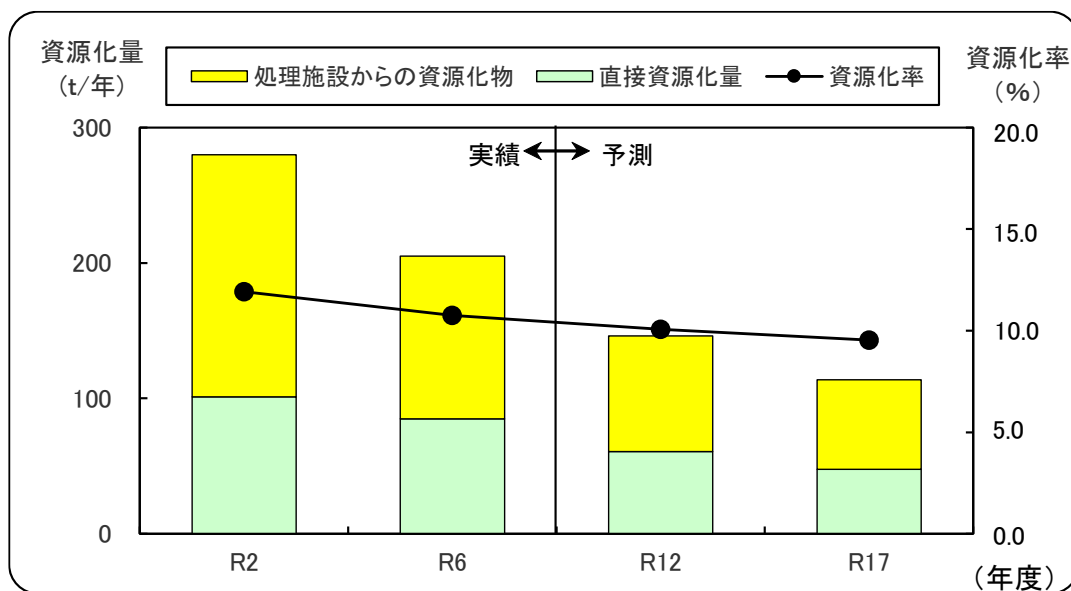


図 3-7-5 資源化量と資源化率の予測結果

③ 最終処分量の予測結果

最終処分量は減少する見込みであり、令和12年度は263t/年、最終処分率は18.1%となる予測結果となっている。

表 3-7-5 最終処分量と最終処分率の予測結果

区分	実績		予測	
	R2	R6	R12	R17
ごみ総排出量	2,349	1,905	1,453	1,193
最終処分量	295	352	263	217
直接最終処分	29	141	108	88
処理施設からの残差	49	22	16	12
焼却灰	217	189	140	117
最終処分率	12.6%	18.5%	18.1%	18.2%

※最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量

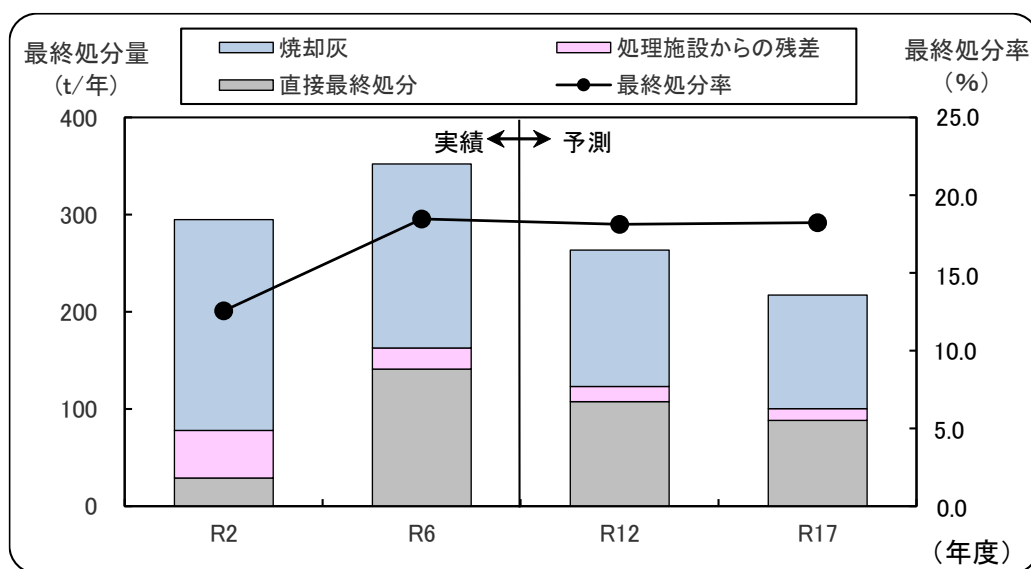


図 3-7-6 最終処分量と最終処分率の予測結果

第8節 課題の抽出

本町のごみの排出、収集・運搬、中間処理、最終処分に至るまでの現状のシステム、実績及び将来予測等は前述したとおりである。

本計画では、こうした現状を踏まえ、ごみ処理事業における課題を抽出し、その内容や実態を分析したうえで問題の解決策を検討し、方針・目標を策定することとする。

1. 排出抑制の課題

ごみ総排出量については、人口減少に伴い年々減少は増加が続いており、この傾向は今後も継続するものと予想される。

また、1人1日あたりごみ排出量についても、廃食用油の回収及びシュレッダーの個別回収などにより減少傾向にあるが、奈良県平均値に比べ依然差が大きく、以上の現状を勘案すると住民へのさらなる啓発やPRを行っていくとともに、社会変化による「処理しにくい新たなごみ」（取り出すことの出来ないリチウムイオン電池やソーラパネルを使用した商品の増加など）が出現しており、その時々に対応できる施策の検討及び即座に実施していく必要がある。

2. 収集・運搬の課題

本町ではステーション方式からのきさき収集に変更しており、さらに、ごみ出しが困難な高齢者等を対象として戸別収集や粗大ごみのやすらぎ収集（リクエスト収集）を行っている。

今後も分別排出に関する啓発を引き続き実施するとともに、必要に応じて超高齢社会等の社会情勢を踏まえた収集・運搬体制の見直しを検討し、システムの効率化やサービスの向上を図っていく必要がある。

3. 中間処理の課題

本町の資源化率は奈良県及び全国平均より低く、「ごみ処理システムの評価」においても本町の「廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)」は類似市町村をやや下回っている。

この要因のひとつとして、民間事業者による地域単位での資源ごみ回収量の増加による影響が大きくあると考えられることから、その状況を把握し実態を分析したうえで、資源化率の向上に向けた施策を今後も検討していく必要がある。

また、燃えるごみの処理委託を継続するうえで、その焼却量を減らしていくことは必要不可欠となる。焼却処理量は減少する予測となっているが、今後もさらなる分別徹底と排出抑制によりごみ排出量の減少に努め、中間処理施設への負担の軽減を図っていく必要がある。

4. 最終処分の課題

本町の最終処分量は減少しながら推移しており、この傾向は今後も続いていくものと考えられるが、「ごみ処理システムの評価」における本町の「廃棄物のうち最終処分される割合」は類似市町村をやや下回っている。今後も、ごみ排出量の減量化を推進することで最終処分量の削減を図ることにより、最終処分場への負担を軽減していく必要がある。

5. 処理コストの課題

本町のごみ処理コストは、令和6年度以降大幅に増加しており要因として、ごみ総排出量の減少や昨今の物価高騰の影響が考えられ、今後も増加傾向は続くと予想する。本町の財政負担にも繋がる事から負担軽減を検討する必要がある。

第4章 ごみ処理基本計画

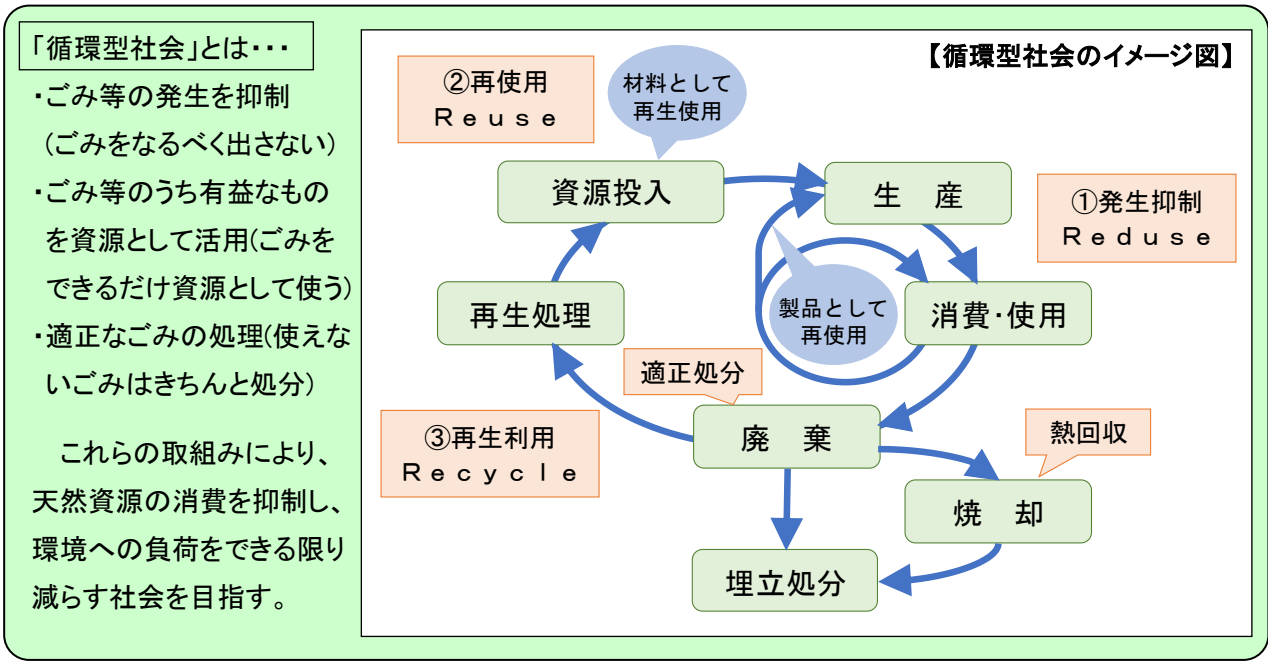
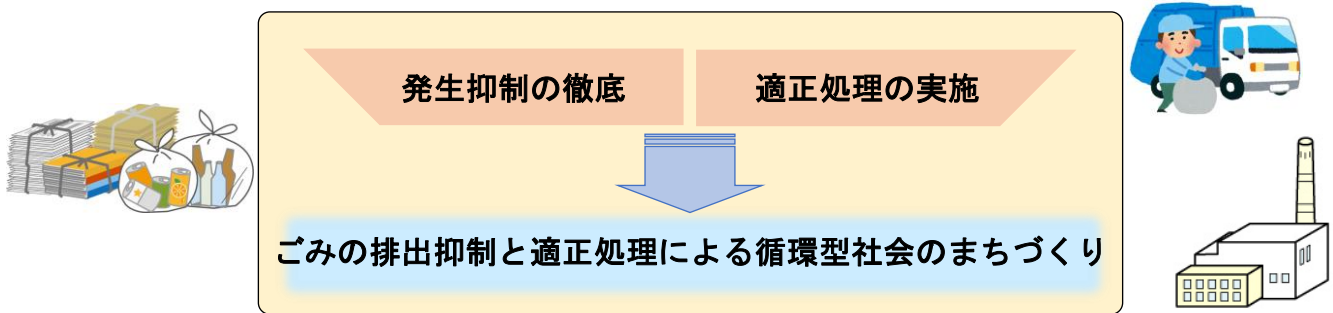
第1節 計画策定の基本的な方針

1. 基本理念

ごみの排出を抑制し、また発生したごみを適正に処理していくことは、現在及び将来の町民の良好な生活環境の保全・公衆衛生の向上には欠かせないものであり、「吉野町まちづくり基本条例」の基本理念や基本原則で掲げる自然環境を次世代に引き継ぐことや環境との共生を図ることに寄与するものである。

国においては、循環型社会形成推進基本法の制定により従来の処理・処分を中心としたシステムから一歩踏み出し、ごみを減量し有効利用を図っていくシステムである「循環型社会」の形成を目標としている。

これらを踏まえ、本町が抱える地域的側面を勘案しつつ、高齢化に伴うごみ出し支援等の仕組みの構築やごみ処理体制の整備等に配慮しながら、ごみの排出抑制と適正処理を行い、町民・事業者・行政の三者が連携・協働することにより、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会のまちづくりを推進していく。



2. 基本方針

本町の現状及び深刻化する少子高齢化や人口減少が今後のごみ処理行政について大きく影響を及ぼすことを勘案し、行政として町民、事業者の自主的な活動の促進を実現するための施策に関する情報発信と取組を推進し、三者協働の体制を構築するとともに、3Rを4Rにすることでより一層の意識の高揚につながる啓発を行い、ごみの減量化・資源化を促進していく。

本計画の基本理念を達成するための基本方針を次のとおり定める。

基本方針1 排出抑制及び再使用を優先した4Rの推進

循環型社会の形成に向けて、4Rの中でも排出抑制、再使用の取組みが最優先課題として挙げられていることから、日常生活や事業活動など社会経済のあらゆる場面で、排出抑制・再使用の取組みを優先的に組み込みながら、4Rを推進する。

ごみを出さない暮らしのために、「4R」の取組み推進により環境負荷を低減する。

「4R」とは・・・

さらなる循環型社会を目指すために必要な Refuse(リフューズ)、Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の4つのRの総称で、国は、「3R(リデュース、リユース、リサイクル)」を推進していますが、本町では、「3R」にリフューズを加えた「4R」を推進します。

ごみを減らすための取組み「4R」

ごみになる

ものを

つくる、買わない

リフューズ
Refuse

【取組み例】

企業：包装をシンプルにする、容器に入れず中身だけをはかり売りする

個人：レジ袋をもらわずマイバッグを使う



ごみの発生をおさ抑える

リデュース
Reduce

【取組み例】

企業：食べきりサイズの商品をつくって食べ残しを防ぐ

個人：飲み物をマイボトルに入れて持ち歩く



ものの再利用

リユース
Reuse

【取組み例】

企業：服やバッグなどのレンタルを行う

個人：古着を買う、使わなくなったものを欲しい人にゆずる



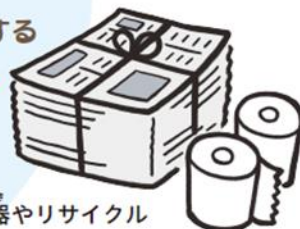
ごみを再資源化する

リサイクル
Recycle

【取組み例】

企業：リサイクル容器やリサイクル商品の販売

個人：生ごみをたい肥にする、古新聞を資源ごみとして出す



基本方針2 分かりやすい情報発信・啓発・環境教育等の推進

広報誌、インターネット、出前講座、環境学習、町開催イベントなどを通して、分かりやすい情報の発信やデータの公開に努め、意識啓発や町民及び事業者の協力を得るための呼びかけや仕組みづくりの整備を行い、地域と連携した協働の仕組みを構築する。

ごみの排出抑制と適正処理を推進するため、町民及び事業者には、環境への負荷が少ない生活及び事業活動を行っていくことが求められる。そのためには、町民や事業者の意見を幅広く把握する機会を拡大するなど、行政による仕組みづくりや呼びかけが必要となる。今後、行政と町民及び事業者の協力体制を確立するため、本計画を活用し、それぞれの役割を整理、情報を共有できるよう周知していく。

情報提供は、分別ルールだけでなく、ごみの減量化や資源化に関するデータなどごみ処理に関する各種情報の公開や啓発の強化を推進していくため、提供手段の充実を図る。

また引き続き、子どもを対象とした環境学習の充実や適正処理の推進に関する意識啓発、町民及び事業者の協力を得るための呼びかけや仕組みづくりの整備を行う。

基本方針3 適正処理の推進（安心できるごみ処理体制の確保）

ごみ処理は、住民生活に深く関わりを持ち、環境衛生上欠くことのできない事業であり、発生したごみについては、住民の安全・安心を確保したうえで、環境にも配慮しつつ、安定的に収集・処理を行う必要がある。

このため、町では長期的な展望を見据えた、広域化・共同処理への参画などの情報収集に努めなければならない。また、他の市町村や一部事務組合並びに民間事業者への部分委託も視野に入れ、安心、安全にごみ処理を実施できる体制を構築し、現在のサービスを低下させることなく経費節減可能な処理体制の確保を図る。

超高齢化社会が想定されている中、本町ではやすらぎ収集（リクエスト収集）や戸別収集を実施しているが、町民に対するごみ出し支援体制の整備について、関係機関との連携や地域における共助の仕組みづくりの検討を進め、町民サービスの充実を図る。

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、以下の収集・運搬計画、中間処理計画及び最終処分計画等に基づき、より適正な収集・運搬及び処理・処分を目指す。

1) 収集・運搬計画

ごみの収集・運搬は、ごみ処理事業における町民との接点であり、ごみの分別区分や排出方法は、町民生活に及ぼす影響が大きい。従って、ごみの分別区分や分別区分ごとの収集方法、回数、形態等を適切に設定するとともに、地勢及び人口分布も踏まえた適切かつ効率的な収集・運搬体制を確保する。加えて収集後の資源化、適正処理の効率化に対応できる収集・運搬体制を構築する。

なお、現行の収集体制を当面継続するが、新たな分別区分に移行するべく検討を進めるとともに、引き続き分別の徹底を町民に周知し、さらなる資源化の向上及び収集システムの継続的改善に向け、適宜見直しを行っていく。

2) 中間処理計画

- (1) 中間処理は、収集されたごみを減容化・資源化し、最終処分における負荷を軽減するために行われ、循環型システムの構築において重要な過程であり次の中間処理を目指す。
- ①ごみの減量化・リサイクルの推進や分別区分の変更等を勘案し、中間処理の対象とするごみの量を検討・予測したうえで、リサイクルの推進や最終処分量の削減等の観点から、最適な処理方法を選択する。
 - ②発生したごみを安全かつ安定的に処理することはもとより、災害対応やごみ処理の広域化も視野に入れた施設の更新・改良・整備等を進める。
 - ③家電リサイクル法や小型家電リサイクル法等の各種リサイクル法の対象品目については、各種リサイクル法に基づく処理を推進する。
- (2) 現在、燃えるごみについては、処理委託により御所市にある“やまとクリーンパーク”に搬入しており今後も、安全で安定したごみ処理を継続する。
- (3) 現在、燃えないごみ、粗大ごみ、資源ごみは吉野町クリーンセンター（粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター）として処理を行っている。本町のごみ処理方針に応じた既存施設、設備の活用の有無等（費用負担の少ない処理方針）、旧可燃棟の跡地の活用方針など整備計画を早期に策定し地元関係地区との協議・調整を開始していく。

3) 最終処分計画

- (1) 吉野町クリーンセンターにおける粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターから排出される不燃物は、吉野広域行政組合が所有する最終処分場において、吉野町が管理委託により埋立処分等を行っている。今後も引き続き使用していくことを基本し、吉野広域行政組合及び地元関係地区と調整を図る。
- (2) 最終処分場は循環型システム構築の基盤となるものであることから、ごみの減量化・リサイクルの推進により、最終処分量を可能な限り削減し、現最終処分場の延命化に寄与できるように、長期的視点に立った、安定的・継続的な最終処分体制の確立を図る。

第2節 排出量及び処理・処分量の目標

1) 目標設定の概要

本計画においては、国及び奈良県の各種計画目標値の設定根拠を参考とし、独自に目標を設定する。

2) 本計画における目標

(1) 1人1日あたりごみ排出量

「奈良県廃棄物処理計画」では排出量を令和9年度に821g/人・日とすることを、また「循環型社会形成推進基本計画」では令和12年度にごみ焼却量を約580g/人・日とすることを目標としている。

しかしながら、現状の施策を継続した場合の予測結果では令和12年度において883.2g/人・日となることから、実績傾向を勘案し、本計画では令和17年度において、令和6年度実績から53.0g/人・日削減することを目標とする。

(2) 資源化率（リサイクル率）

「奈良県廃棄物処理計画」では再生利用率を令和9年度に19.3%とすることを目標としている。しかしながら、現状の施策を継続した場合の予測結果では令和12年度において10.1%まで低下することとなり、施策の実施により資源化量の増加が見込めるものの、実績傾向を勘案すると19.3%を達成することは困難であると考えられる。

この要因のひとつとして民間事業者による個別回収量の増加による影響があると考えられることから、その状況を把握し実態を分析したうえで、資源化率の向上に向けた施策を検討していくことにより、本計画では令和12年度において11.4%とすることを目標とする。

表 4-2-1 本計画の目標設定

項 目		令和6年度 (実績)	令和12年度	令和17年度	増減量
数値目標	(1) 1人1日あたりごみ排出量 (g/人・日)	905.4	876.0	852.4	▲53.0
	燃えるごみ (g/人・日)	657.8	683.6	622.8	▲35.0
	燃えないごみ (g/人・日)	117.4	109.0	102.4	▲15.0
	粗大ごみ (g/人・日)	64.6	56.2	49.6	▲15.0
	資源ごみ (g/人・日)	65.6	72.2	77.6	+12.0
(2) 資源化率 (%)	10.8	11.4	11.8	+1.0	
参考	(3) ごみ総排出量 (t/年)	1,905	1,441	1,174	▲731
	(4) 焼却処理量 (t/年)	1,455	1,104	901	▲554
	(5) 最終処分量 (t/年)	352	260	212	▲140

3) ごみ排出量及び処理・処分量の目標

ごみ排出量及び処理・処分量の目標を以下に示す。

(1) ごみの種類別排出量及び1人1日あたりごみ排出量の目標

1人1日あたりごみ排出量は、ごみの減量を徹底することにより、令和12年度に876.0g/人・日以下にすることを目標とする。また、ごみ総排出量は、令和12年度に1,441t/年以下にすることを目標とする。

表 4-2-2 ごみ総排出量の目標

項目	単位	実績		目標		増減量
		R2	R6	R12	R17	
人口	人	6,596	5,764	4,507	3,763	—
ごみ総排出量	t/年	2,349	1,905	1,441	1,174	▲ 731
燃えるごみ	t/年	1,579	1,384	1,051	858	▲ 526
燃えないごみ	t/年	337	247	179	141	▲ 106
粗大ごみ	t/年	269	136	92	68	▲ 68
資源ごみ	t/年	164	138	119	107	▲ 31
1人1日あたりごみ排出量	g/人・日	975.7	905.4	876.0	852.4	▲ 53.0
燃えるごみ	g/人・日	655.9	657.8	638.6	622.8	▲ 35.0
燃えないごみ	g/人・日	140.0	117.4	109.0	102.4	▲ 15.0
粗大ごみ	g/人・日	111.7	64.6	56.2	49.6	▲ 15.0
資源ごみ	g/人・日	68.1	65.6	72.2	77.6	12.0

※各年度3月末人口

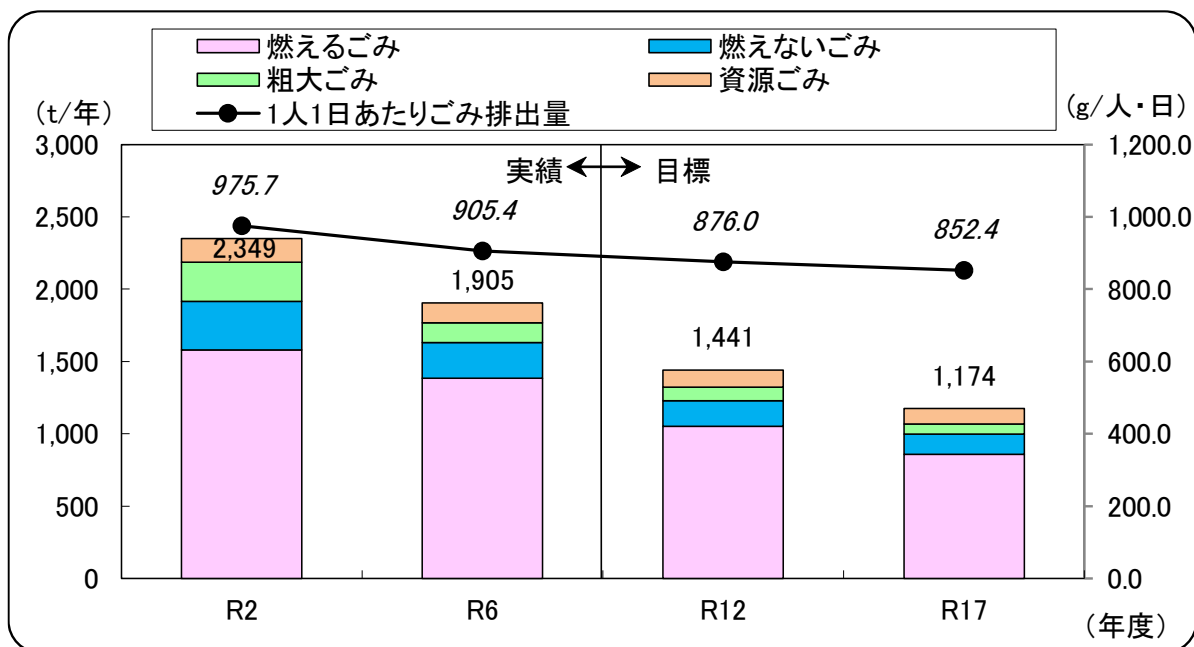
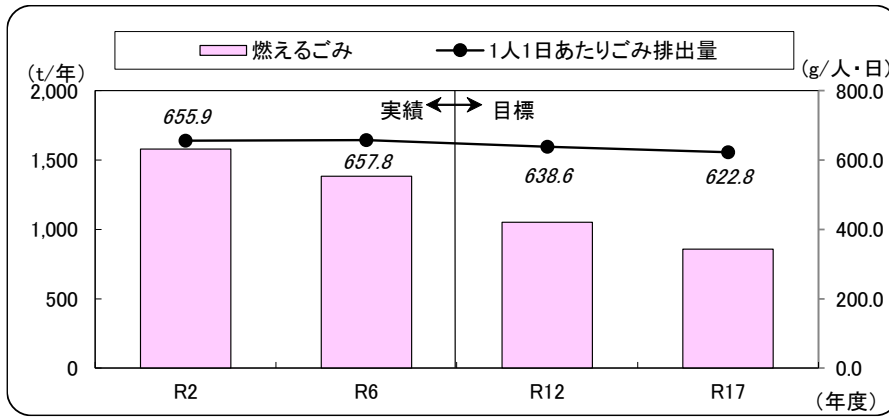
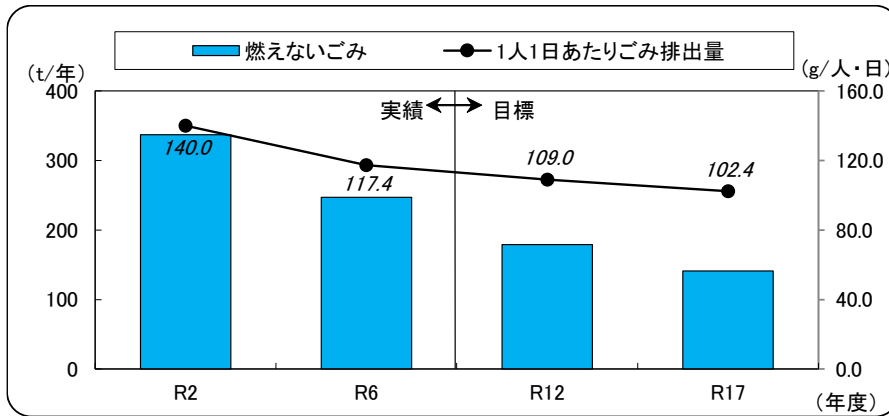


図 4-2-1 ごみ総排出量の目標

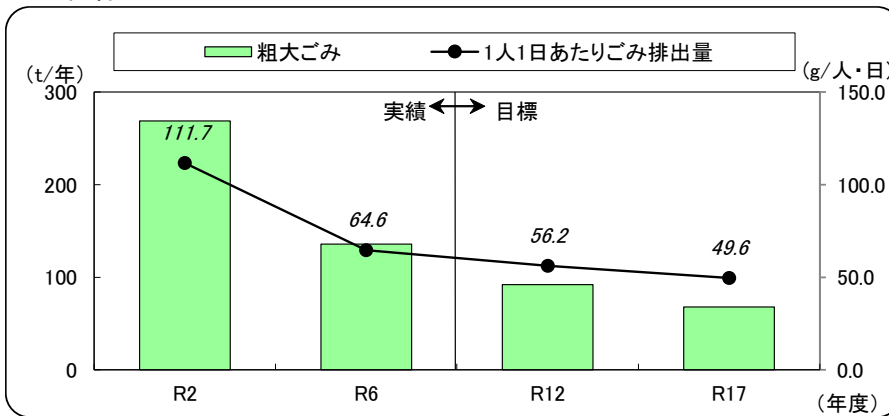
① 燃えるごみの目標



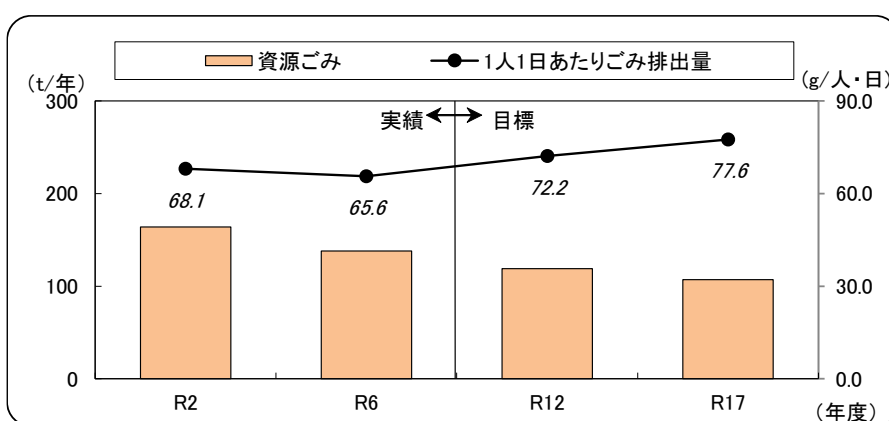
② 燃えないごみの目標



③ 粗大ごみの目標



④ 資源ごみの目標



(2) ごみの処理・処分量の目標

① 焼却処理量の目標（参考）

焼却処理量は、燃えるごみの減量や分別の徹底により、令和12年度に1,104t/年、令和17年度に901t/年以下にすることを目標とする。

表 4-2-3 焼却処理量と減容化率の目標

区分	実績		目標	
	R2	R6	R12	R17
ごみ総排出量	2,349	1,905	1,441	1,174
焼却処理	1,746	1,526	1,104	901
燃えるごみ	1,579	1,455	1,051	858
処理施設からの可燃物	167	71	53	43
最終処分量	217	189	137	112
焼却灰	217	189	137	112
減容化量	1,529	1,337	967	789
減容化率	65.1%	70.2%	67.1%	67.2%

※減容化量＝焼却処理－最終処分量
 ※減容化率＝減容化量÷ごみ総排出量

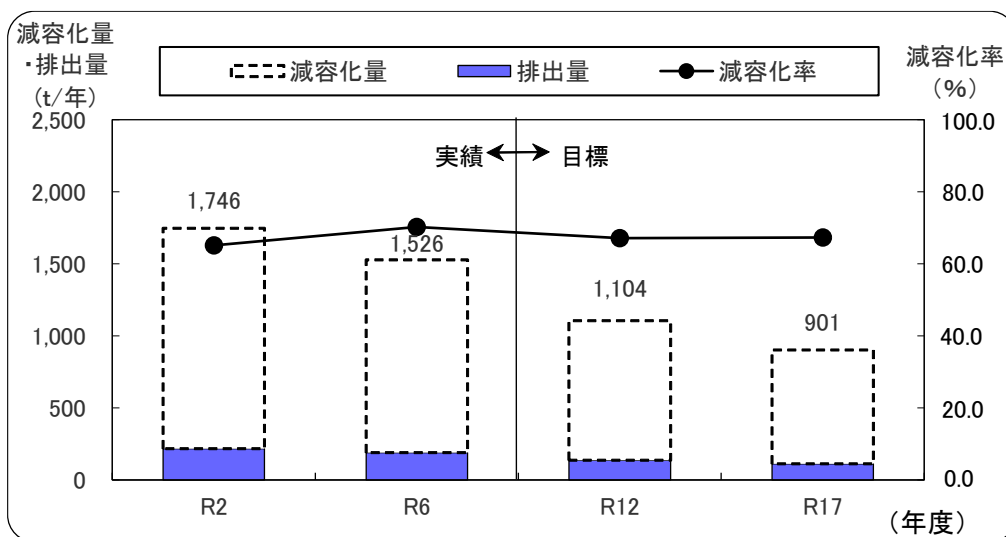


図 4-2-2 焼却処理量と減容化率の目標

② 資源化量の目標

資源化率は、ごみの減量及び資源物の分別徹底により、令和12年度に11.4%、令和17年度に11.8%以上にすることを目標とする。

表 4-2-4 資源化量と資源化率の目標

区分	実績		目標	
	R2	R6	R12	R17
ごみ総排出量	2,349	1,905	1,441	1,174
資源化量	280	205	164	139
直接資源化量	101	85	74	66
処理施設からの資源化物	179	120	90	73
資源化率	11.9%	10.8%	11.4%	11.8%

※資源化率＝資源化量÷ごみ総排出量

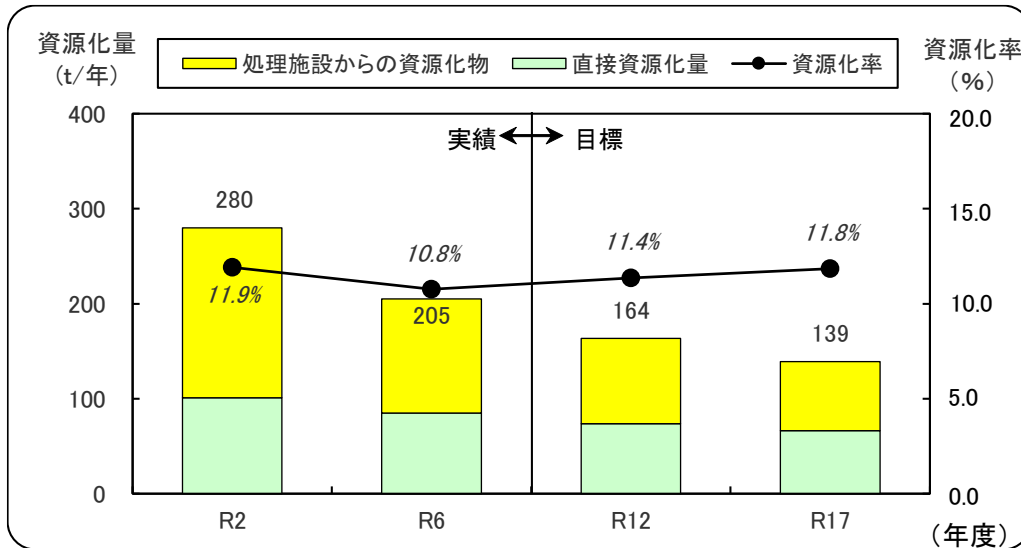


図 4-2-3 資源化量と資源化率の目標

③ 最終処分量の目標（参考）

最終処分量は、ごみの減量及び資源物の分別徹底により、令和12年度に260t/年、令和17年度に212t/年以下にすることを目標とする。

表 4-2-5 最終処分量と最終処分率の目標

区分	実績		目標	
	R2	R6	R12	R17
ごみ総排出量	2,349	1,905	1,441	1,174
最終処分量	295	352	260	212
直接最終処分	29	141	107	87
処理施設からの残差	49	22	16	13
焼却灰	217	189	137	112
最終処分率	12.6%	18.5%	18.0%	18.0%

※最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量

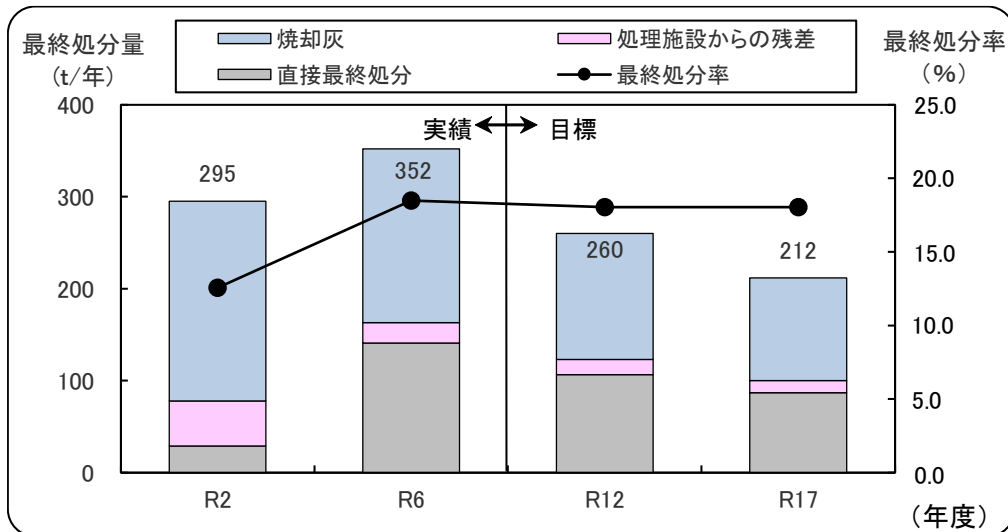


図 4-2-4 最終処分量と最終処分率の目標

第3節 目標達成に向けた施策・事業の体系

本町が掲げる本計画の基本理念及び基本方針の実現に向けて取り組みを行うことにより、環境への負荷が低減される循環型社会の形成を推進していくことを目指して、次に掲げる5項目を「施策の方向」として各事業を実施する。

施策の方向	事業内容	
(1) 発生抑制の推進 ～ Refuse Reduce～	マイバッグ・マイボトル運動等の展開	・・・強化
	詰め替え商品の普及と購入促進の啓発	・・・強化
	生ごみ減量化の推進（3キリ運動：「使い」キリ・「食べ」キリ・「水」キリ）※	・・・強化
	生ごみ処理機（家庭用・業務用）設置奨励金制度の実施	・・・継続
(2) 再使用の推進 ～Reuse～	ものを大切にするライフスタイルへの転換と定着	・・・強化
	家庭の不要品を再利用できるフリーマーケットや町・民間団体が提供する不要品交換情報等の活用とその支援	・・・強化
	リターナブル容器の利用・返却やスーパー等の店頭回収への協力	・・・継続
(3) 資源化の推進 ～Recycle～	古紙類（雑紙）の回収取り組みの促進※	・・・継続
	衣類・布類の回収取り組みの実施	・・・新規
	プラスチック製容器包装の回収取り組みの促進（店頭回収の促進）	・・・継続
	廃食用油の回収事業の推進※	・・・継続
	使用済小型家電の分別回収の実施	・・・新規
(4) 分かりやすい 情報発信・啓発・ 環境教育等の推進	広報誌・インターネット等を通じた施策の説明・情報の提供等の強化	・・・強化
	分別意識の定着を図るために必要な各種データの公開	・・・強化
	正しい分別方法に係る啓発の強化※	・・・継続
	分別・減量・資源化に関する出前講座の実施※	・・・継続
	小学生や園児を対象とした環境学習の取り組みの継続的な支援※	・・・継続
	外国人に対しての“やさしいの日本語”を用いた分別啓発	・・・強化
	町民及び事業者への協力の呼びかけ	・・・継続
(5) 適正処理の推進 (安心できるごみ 処理体制の確保)	高齢者・障がい者等ごみの分別・排出困難者に対するごみ出し支援策の検討※	・・・継続
	ごみの内容物調査による実態把握※	・・・継続
	町民参加による一斉清掃活動の実施（環境衛生デー・吉野川清掃美化運動）※	・・・継続
	観光者等への「ごみ持ち帰り運動」の推進	・・・強化
	不法投棄廃棄物への対策の実施※	・・・強化

※:現在取り組みを実施している事業

第4節 目標達成に向けた事業の概要

1. 発生抑制の推進 ～Refuse・Reduce～



1) マイバッグ・マイボトル運動等の展開【強化】

ごみのもととなる使い捨てのレジ袋を買わない・貰わない、過剰包装を断ることの啓発のため、マイバッグ持参運動や簡易包装のさらなる推進を業者と連携を図りながら推進する。また、マイボトルを積極的に利用すること等により、使い捨て商品の使用を減らす。

2) 詰め替え商品の普及と購入促進の啓発【強化】

使い捨て商品の使用を抑制し、詰め替え商品の普及と購入を促進することにより、できるだけ物を無駄に消費しない生活スタイルを推進するとともに、日用品の再生品利用を促進する。

3) 生ごみ減量化の推進（3キリ運動：「使い」キリ・「食べ」キリ・「水」キリ）【強化】

大切な食べ物を無駄なく消費し、食品ロスを減らすことで、環境面だけでなく家計面にとってもプラスになるような取り組みを、町民、事業者それぞれが率先して進める。

行政はその取り組みを推進するために、町民、事業者への情報提供の充実を図るとともに、学校での食育を実施し、食品ロス削減意識の向上に努める。

また、生ごみを排出する時の水切りの徹底を普及啓発する。

4) 生ごみ処理機（家庭用・業務用）設置奨励金制度の実施【継続】

生ごみの減量・たい肥として資源化を図るため、生ごみ処理機や生ごみたい肥化容器の購入に対して補助を行う奨励金制度について調査・研究を行い、実施に向けて検討していく。

2. 再使用の推進 ～Reuse～



1) ものを大切にするライフスタイルへの転換と定着【強化】

4Rを推進し、「環境への負荷が少ない循環型社会」に向けて町民、事業者、行政間の相互理解と認識を深めるとともに、その優先順位（Refuse→Reduce→Reuse→Recycle）を理解し、ひとりひとりがライフスタイルの見直しを行うことにより、ものを大切にすることを通して減量化・再資源化を推進する。

2) リターナブル容器の利用・返却やスーパー等の店頭回収への協力【継続】

ごみの分別を徹底し、資源化を推進するうえで、リターナブル容器の利用・返却やスーパー等の店頭回収へ協力し、資源回収を促進する。



3. 資源化の推進 ～Recycle～

1) 古紙類（雑紙）の回収取り組みの促進【継続】

現在、燃えるごみとして排出されている雑紙について、分別回収の取組を促進するために必要かつ効果的な啓発及び広報を行う。

2) 衣類・布類の回収取り組みの実施【新規】

現在、家庭で不要になった衣類・布類は燃えるごみとして排出されているが、新たに資源として分別回収する取り組みを検討する。

3) プラスチック製容器包装の回収取り組みの促進（店頭回収の促進）【継続】

現在、燃えるごみとして排出されているプラスチック製容器包装について、店頭回収の促進を行う。

4) 廃食用油の回収事業の推進【継続】

廃食用油回収の普及を行うとともに、旅館、飲食店を対象に資源化を継続する。また、回収後の資源化の方法について調査・研究を行い、さらなる有効利用を図る。

5) 使用済小型家電の分別回収の実施【新規】

平成 25 年 4 月 1 日に施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、再資源化に向けた効率的な仕組み作りを構築し、資源化率の向上に向けて検討する。

4. 分かりやすい情報発信・啓発・環境教育等の推進



1) 広報誌・インターネット等を通じた施策の説明・情報の提供等の強化【強化】

「ごみ処理の責務の明確化」及び「ごみ減量・資源化に関する町民の自主的な取り組み」を促すため、情報提供や啓発活動の充実を図る。そのため、分別ルールだけでなく、町全体のごみ処理に関する情報等についても、広報誌やホームページのほか、あらゆる媒体を活用して積極的に情報提供を行う。

2) 分別意識の定着を図るために必要な各種データの公開【強化】

「ごみの分別や減量化・資源化に関する各種データ」及び「ごみ処理施設、ごみ処理費用、ごみを減らす方法等の情報」を町のホームページ等で公開、発信することにより、町民や事業者の分別意識の定着と循環型社会構築の意識の醸成を図るとともに、その内容や方法について随時検討を行い、より効果的な内容に更新していく。

3) 正しい分別方法に係る啓発の強化【継続】

ごみの分別やリサイクルに関すること等、町民からの疑問にすばやく対応するための体制を整備するとともに、情報提供の充実や新たな資源物回収場所の設置、民間事業者との連携

による排出機会の拡大等、町民に対する支援の充実を図ることにより効果的な啓発を検討し実施していく。

4) 分別・減量・資源化に関する出前講座の実施【継続】

ごみの分別・減量・資源化に関して、住民の疑問解消や意識啓発を促進するため、必要に応じて担当者が訪問し個別に講座を開催する。今後も出前講座の啓発と積極的な利用促進を継続していく。

5) 小学生や園児を対象とした環境学習の取り組みの継続的な支援【継続】

将来を担う子どもたちの環境意識を高めるため、小学校4年生を対象に実施している環境教育やこども園の年長園児を対象に実施している遊びを交えた分別体験等の充実を図るとともに、継続的な支援を実施していく。

6) 外国人に対しての“やさしい日本語”を用いた分別啓発【強化】

町内在住の外国人の中には、ごみ分別の習慣がなくルールを理解が不十分な方が見受けられる。その方々には早急に日本の風土・風習の馴染んでいただく必要があるため、地域住民との協調を図り快適な生活を送る一環として、やさしい日本語を用いた分別パンフレットによりトラブルの防止に努める。

7) 町民及び事業者への協力の呼びかけ【継続】

ごみの減量化・資源化の促進と適正処理を推進するため、町民及び事業者には、環境への負荷が少ない生活及び事業活動を行っていくことが求められる。そのためには、町民や事業者の意見を幅広く把握する機会を拡大するなど、行政による仕組みづくりや呼びかけが必要となる。今後、行政と町民及び事業者の協力体制を確立するため、本計画を活用し、それぞれの役割を整理、情報を共有できるよう周知し、協力を呼び掛けていく。

5. 適正処理の推進（安心できるごみ処理体制の確保）

1) 高齢者・障がい者等ごみの分別・排出困難者に対するごみ出し支援策の検討【継続】

現在の分別区分及び収集頻度を基本とし、今後の社会情勢等の変化に合わせた効果・効率的な収集体制の調査・研究を行うとともに、ごみ出しが困難な高齢者や障がいがある方の世帯に対して行う支援策について調査・研究を行い、関係機関との連携や地域における共助の仕組みづくりも含め、町民サービスの充実を図る。

2) ごみの内容物調査による実態把握【継続】

現在実施しているごみの内容物調査を引き続き実施し、今後の施策の検討等に活用できるようなデータの蓄積を継続する。

3) 町民参加による一斉清掃活動の実施（環境衛生デー・吉野川清掃美化運動）【継続】

町民参加による環境衛生デーや吉野川清掃美化運動、また、地域住民による公共空間の清

掃活動等を通して、不法投棄を抑制する環境づくりを進めるとともに、ごみ問題や環境保全に関する町民意識の向上を図る。

4) 観光者等への「ごみ持ち帰り運動」の推進【強化】

「吉野町をきれいにする条例」に基づき「ごみの持ち帰り運動」を継続して実施することにより、本町の大切な自然を未来に残すとともに、町民の健康で快適な生活の確保を図る。

5) 不法投棄廃棄物への対策の実施【強化】

ごみが不法投棄され適正に処分が行われないことにより、自然環境や地域における衛生的で快適な町民生活が損なわれることのないよう、行政と地域との連携強化を図るとともに、通報システムの充実等により廃棄物の適正処理の促進を図る。

このため、町民及び事業者に対して通報等の協力を呼びかけ、地域一体となったの対策に取り組むとともに、土地所有者等への注意喚起を促す等、不法投棄の防止に努めていく。

また、家庭系一般廃棄物に含まれる「適正処理困難物」や「有害・危険ごみ等」の住民が排出に困っているごみは、不法投棄や収集・運搬作業の事故の要因となる恐れがあることから、これらのごみの対応を住民に広く周知する。



第5節 将来のごみ処理方法に向けた方針

1) 燃えるごみの処理方針について

燃えるごみは、現在処理を委託している“やまとクリーンパーク”（やまと広域環境衛生事務組合）に継続（委託期限 令和19年3月）し安全で安定した焼却を継続する。

2) 燃えるごみ以外のごみの処理方針について

燃えるごみ以外のごみは、現状の処理方法を一部変更もしくは簡略化したうえで、現施設を活用し処理できるよう検討を進める。

なお、これまで分別を実施していなかった品目についても新たに分別区分を設けることで、さらに安定かつ安全な処理を推進することができることから個別に検討を進めることとし、今後の社会情勢の変化や排出状況等に応じて老朽化が著しい施設でもあることから費用負担の少ない処理業務を随時検討することにより業務の改善を継続して実施していく。

3) 収集業務の方針について

人口減少に伴い今後更なるごみの減少が予想されているので、処理費用単価の増加は避けられない見通しである。よって、現行のサービスを低下させる事なく、体制の見直し、並びに部分委託による収集など費用の節減に繋がるよう検討を進める。

4) ごみ処理施設の検討について

現在、町直営による収集業務を美吉野環境ステーションで行っているが、クリーンセンターと離れた場所での業務となっている。同一敷地内での業務が最善であると想定することから長期的な展望を視野に入れ検討する時期に来ている。

5) 循環型社会の構築に向けて

ごみを減量化し、資源循環型の持続可能な社会を形成していくためには、私たち一人ひとりが、自ら日常生活や事業活動を再点検し、4R【ごみの発生・排出抑制（リフューズ・リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）】の取組みを進め、環境への負荷の少ない生活スタイルや事業活動を広く実践していくことが大切となる。

このことから、循環型社会の構築に向けて、町民・事業者・行政が一体となって、「持続可能な循環型社会のまちづくりの実現」が達成できるよう、ごみ減量化施策について、町民や事業者にわかりやすく情報提供し、協力を呼び掛けていく。

6) 住民意見の把握と反映

持続可能なごみ処理の仕組みの構築やごみの減量化・資源化の促進と適正処理を推進するため、住民の意見を幅広く把握する機会を拡大することを検討し、住民の意向を反映したごみ処理行政の実現と、さらなるごみの減量化の達成につなげていく。

7) 新たなごみの分別・収集区分

以下に示す、分別・収集区分に移行するべく検討を進める。

なお、引き続き分別の徹底を町民に周知するとともに、さらなる資源化の向上及び収集システムの継続的改善に向け、適宜見直しを行っていく。

表 4-5-1 新たなごみの分別・収集区分

分 別	収集頻度	排出方法	対 象
燃えるごみ	週 2 回	指定袋	生ごみ類、枝類、落ち葉、プラスチック類、発泡スチロール※、DVD・ビデオ、皮製品、衣類、ゴム類
燃えないごみ	月 1 回	指定袋	小型家電製品、ガラス類、陶器・食器類、蛍光灯・電球、刃物類、電池
粗大（大型）ごみ	月 1 回	証紙貼付	タンス、机、ベッド、自転車、ソファ、畳、ふすま、布団
缶（カン）類	月 1 回	指定袋	飲料・お菓子の缶、缶詰、スプレー缶
びん（ビン）	月 1 回	指定袋	飲料・調味料のびん
ペットボトル	月 1 回	指定袋	ペットボトル
古紙・古布	月 1 回	ひも十字結束	新聞、段ボール、雑誌、紙パック、古布
廃食用油	拠点回収 戸別回収	—	廃食用油
小型家電	拠点回収	—	小型家電リサイクル対象品目（28 品目）

※特別管理一般廃棄物・処理困難物の取り扱い

PCBを含む家電製品や感染性一般廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、本町では収集・処理を行わない。

また、処理困難物については購入店や施工業者等に引き取ってもらうよう、継続して啓発していく。

8) 将来のごみ処理方法と処理フロー

ごみ処理方法と処理フローは、次により計画することとするが、今後の社会情勢の変化やごみの排出状況等に応じて、計画の変更を検討していく。

表 4-6-2 将来のごみ処理方法

ごみの種類	処理方法
燃えるごみ	《処理委託期間内》 やまと広域環境衛生事務組合（やまとクリーンパーク）に処理を委託（持込ごみは吉野町クリーンセンターで受け入れた後、やまとクリーンパークへ搬入）
燃えないごみ	手作業により不燃物・資源物を選別する。 （可燃物は焼却、再資源化出来ない不燃物は埋立、資源物は資源回収業者へ搬出し資源化、小型家電、有害・危険ごみは別区分で処理）
粗大（大型）ごみ	手作業で分解し分別・選別（可燃物は焼却、再資源化出来ない不燃物は埋立、資源物は資源回収業者へ搬出し資源化）
缶 類	ストックヤードで保管後、破碎→機械、分別→保管、資源回収業者へ搬出し資源化
びん（ビン）	手選別の色分けを行いストックヤードで保管後、資源回収業者へ搬出し資源化
ペットボトル	手選別を行い圧縮機により圧縮し保管後、資源回収業者へ搬出し資源化
古紙・古布	古紙：ストックヤードで保管後、資源回収業者へ搬出し資源化 古布：ストックヤードで保管後、資源回収業者へ搬出し資源化
廃食用油	回収ボックス・ペール缶を回収し保管後、資源回収業者へ搬出し資源化
小型家電	回収ボックスを回収し保管後、処理業者へ処理を委託

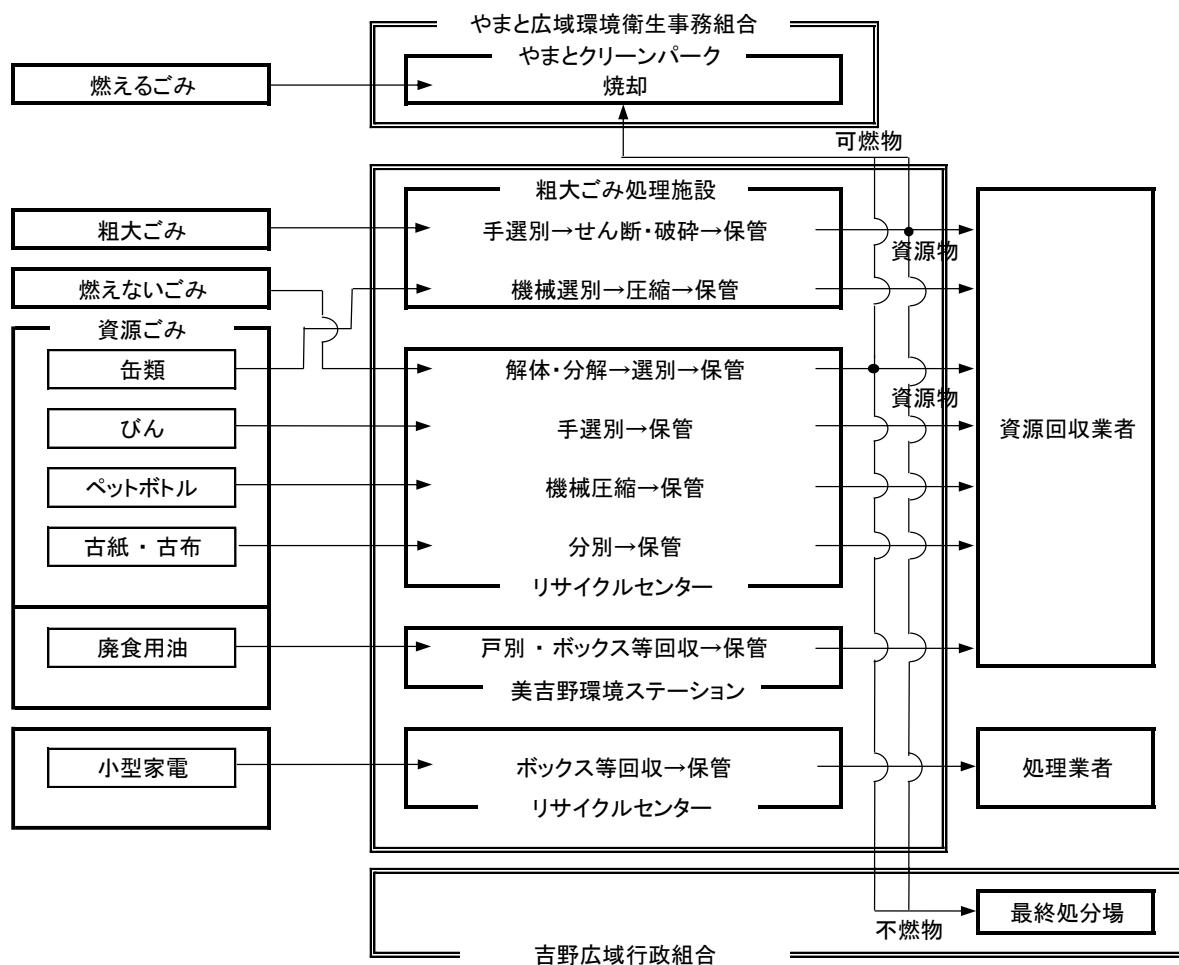


図 4-5-1 将来のごみ処理フロー図

第6節 災害廃棄物処理基本方針

1) 災害廃棄物

災害廃棄物は一般廃棄物と定義されているため、その処理の責任は市町村にある。今後発生が危惧される大規模地震や水害等により発生した災害廃棄物（避難所ごみを含む）は、住民の健康や生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の問題を防止する観点から、その処理を適正かつ迅速に行われなければならない。災害廃棄物に起因する混乱を最小限にし、1日も早く住民が日常を取り戻すために、応急対応、復旧、復興について必要な事項を整理する必要がある。

2) 各種計画を踏まえた吉野町災害廃棄物処理計画の策定等

平時から災害対応拠点としての視点で施設整備を進め、関係機関・団体との連携体制を構築することや、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて、非常災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備を図る必要があることから、本町の実情に応じて、非常災害発生時に備えた「吉野町災害廃棄物処理計画」を令和7年3月に策定している。

「吉野町災害廃棄物処理計画」は、環境省の定める「災害廃棄物対策指針」（平成30年改定）に基づき策定したものであり、「奈良県災害廃棄物処理計画」及び「吉野町地域防災計画」と整合をとり、本町における平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示している。さらに奈良県及び周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力体制の整備等の必要となる事項を定め、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指している。

3) 災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保

発生時においては、災害廃棄物のみならず、通常の一般廃棄物の処理が継続的かつ確実に実施されることが、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要となる。

このため、実施体制、指揮命令系統、情報収集・連絡・協力要請等の方法・手段等事業継続計画について、組織としての事業継続能力が維持・改善されるよう、継続的な職員研修や計画の見直し、他の市町村との連携等による更なる広域的な取組みの検討を行っていく。

第7節 計画の進行管理と評価システムの構築

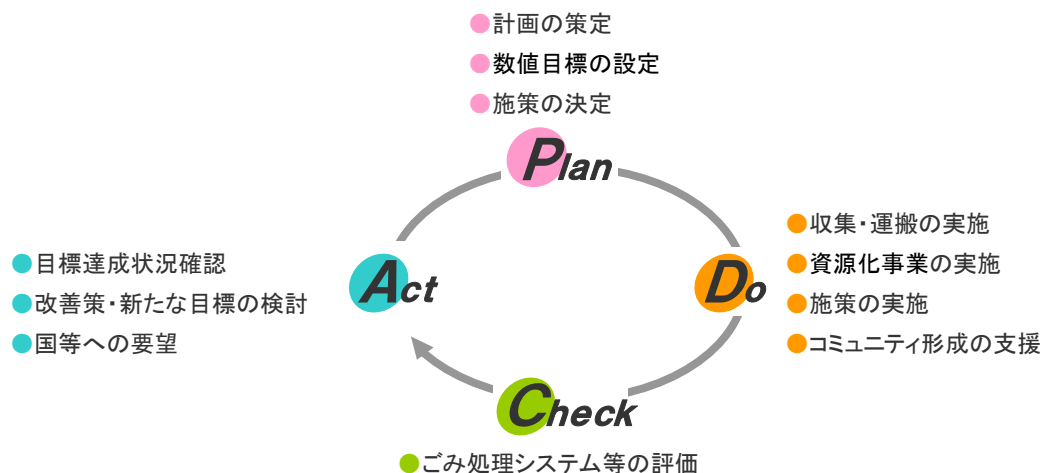
ごみ処理基本計画の推進にあたっては、社会情勢の変化や施策・事業の成果を把握・評価し、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要である。

また、ごみ減量等目標値を達成していくためには、取り組みの状況や目標値の達成等を定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていくことが重要となる。

このことから、本計画の進行管理は、PDCAサイクルの考え方にに基づき、計画の策定（Plan）、事業の実施・運用（Do）、実施状況等の点検及び評価（Check）、事業内容の見直し・改善（Act）の一連のサイクルにより実施し、継続的改善を図る。

さらに、各施策の費用対効果についても検討し、効率的・経済的な施策の実施を行う。

また、計画の進行状況等は、関係機関・団体等との情報共有を図り、様々な機会を活用して、広く町民への情報提供に努める。



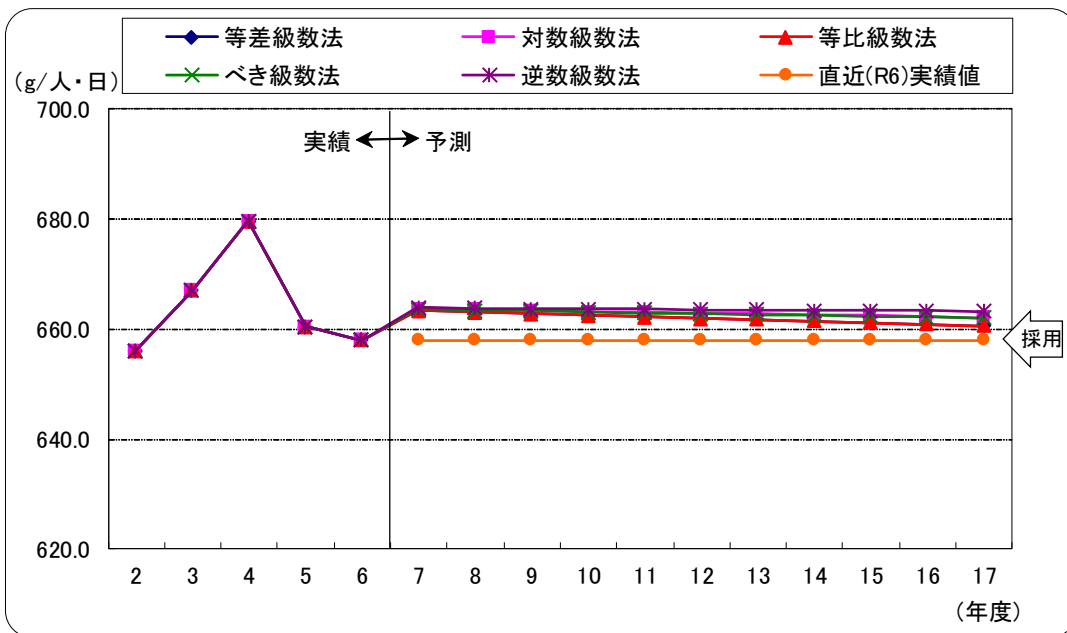
資 料 編

■ 予測結果の採用理由

推計対象	項目	内容	
1人1日あたりごみ排出量	燃えるごみ	採用実績	令和2年度～令和6年度の実績
		実績推移状況	ほぼ横ばい
		採用式・採用値	べき級数法
		採用理由	実績は増減はあるがほぼ横ばいで推移しているが、増減が大きく予測が困難なため、直近(令和6年度)実績値で推移することとした。
	燃えないごみ	採用実績	令和2年度～令和6年度の実績
		実績推移状況	減少傾向
		採用式・採用値	逆数級数法
		採用理由	いずれの推計式も減少傾向を示しているため、減少率の最も小さい逆数級数法を採用した。
	粗大ごみ	採用実績	令和2年度～令和6年度の実績
		実績推移状況	減少傾向
		採用式・採用値	補正值
		採用理由	いずれの推計式も減少傾向を示しているが、減少率が大きく現実的でないため、最も減少率が小さいべき級数法の補正值を採用した。
資源ごみ	採用実績	令和2年度～令和6年度の実績	
	実績推移状況	減少傾向	
	採用式・採用値	逆数級数法	
	採用理由	いずれの推計式も減少傾向を示しているため、減少率の最も小さい逆数級数法を採用した。	

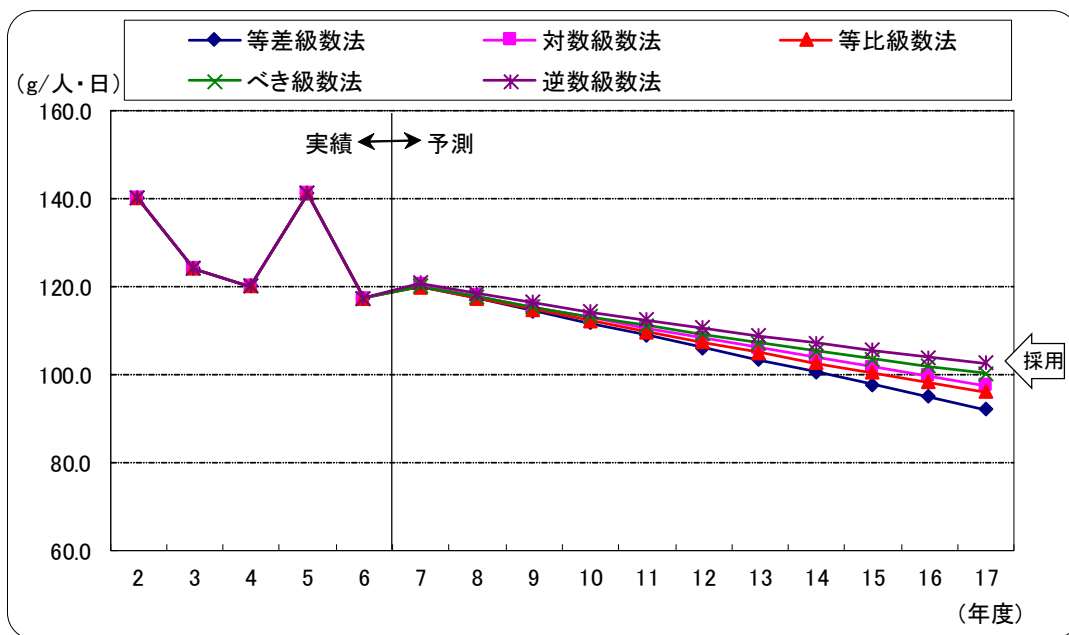
■燃えるごみ

年度	実績 (g/人・日)	年度	推計結果(g/人・日)				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
R2	655.9	R7	663.3	663.5	663.2	663.5	663.8
R3	666.9	R8	663.0	663.4	662.9	663.3	663.7
R4	679.6	R9	662.7	663.2	662.7	663.2	663.6
R5	660.3	R10	662.4	663.0	662.4	663.0	663.6
R6	657.8	R11	662.1	662.9	662.1	662.8	663.5
		R12	661.9	662.7	661.8	662.7	663.4
		R13	661.6	662.6	661.6	662.5	663.4
		R14	661.3	662.4	661.3	662.4	663.3
		R15	661.0	662.3	661.0	662.2	663.2
		R16	660.7	662.1	660.7	662.1	663.2
		R17	660.5	662.0	660.5	662.0	663.1
		式	$Y=a+bx$	$Y=a+b\cdot\ln x$	$Y=a\cdot e^{bx}$	$Y=a\cdot x^b$	$Y=a+b/x$
		a=	673.620000	687.162376	673.505250	687.091381	660.623449
		b=	-0.280000	-6.541601	-0.000416	-0.009677	117.997987
		採否					



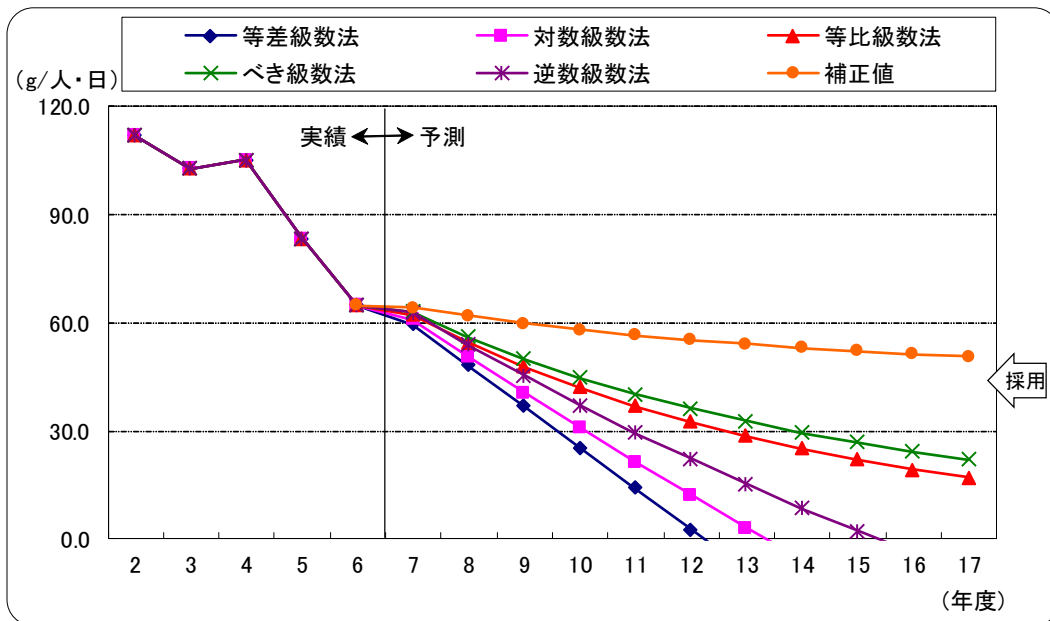
■ 燃えないごみ

年度	実績 (g/人・日)	年度	推計結果(g/人・日)				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
R2	140.0	R7	120.1	120.4	119.9	120.1	120.8
R3	124.0	R8	117.3	117.8	117.3	117.7	118.5
R4	120.1	R9	114.5	115.3	114.7	115.4	116.4
R5	141.2	R10	111.7	112.9	112.2	113.2	114.3
R6	117.4	R11	108.9	110.6	109.7	111.1	112.4
		R12	106.1	108.3	107.3	109.1	110.5
		R13	103.3	106.0	104.9	107.2	108.8
		R14	100.5	103.8	102.6	105.3	107.1
		R15	97.7	101.7	100.4	103.5	105.5
		R16	94.9	99.6	98.2	101.8	103.9
		R17	92.1	97.5	96.0	100.2	102.5
		式	$Y=a+bx$	$Y=a+b\cdot\ln x$	$Y=a\cdot e^{bx}$	$Y=a\cdot x^b$	$Y=a+b/x$
		a=	223.740000	465.626554	272.798796	1857.643831	34.679840
		b=	-2.800000	-95.613986	-0.022222	-0.758436	3185.717584
		採否					採用



■粗大ごみ

年度	実績 (g/人・日)	年度	推計結果(g/人・日)					補正值
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法	
R2	111.7	R7	59.3	60.6	62.0	62.9	62.7	64.0
R3	102.7	R8	48.0	50.4	54.4	56.0	53.7	61.7
R4	105.0	R9	36.6	40.4	47.7	49.9	45.1	59.7
R5	83.2	R10	25.2	30.7	41.9	44.6	37.0	57.9
R6	64.6	R11	13.9	21.2	36.8	40.0	29.3	56.4
		R12	2.5	12.0	32.3	36.0	22.0	55.1
		R13	-8.9	2.9	28.3	32.5	15.0	53.9
		R14	-20.3	-5.9	24.8	29.3	8.3	52.8
		R15	-31.6	-14.5	21.8	26.6	1.9	51.9
		R16	-43.0	-22.9	19.1	24.1	-4.2	51.1
		R17	-54.4	-31.2	16.8	21.9	-10.0	50.4
		式	$Y=a+bx$	$Y=a+b\cdot\ln x$	$Y=a\cdot e^{\wedge}bx$	$Y=a\cdot x^{\wedge}b$	$Y=a+b/x$	
		a=	480.020000	1446.980264	7768.450552	508007330.196027	-278.988647	
		b=	-11.370000	-383.929228	-0.130577	-4.404431	12640.639968	
		採否						採用



■ 資源ごみ

年度	実績 (g/人・日)	年度	推計結果(g/人・日)				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
R2	68.1	R7	64.1	64.2	64.1	64.2	64.5
R3	71.9	R8	62.7	63.0	62.8	63.1	63.5
R4	71.3	R9	61.4	61.9	61.6	62.0	62.5
R5	63.5	R10	60.0	60.7	60.3	61.0	61.5
R6	65.6	R11	58.7	59.6	59.2	60.0	60.6
		R12	57.4	58.5	58.0	59.0	59.8
		R13	56.0	57.5	56.9	58.1	59.0
		R14	54.7	56.5	55.7	57.2	58.2
		R15	53.3	55.4	54.6	56.4	57.4
		R16	52.0	54.5	53.6	55.5	56.7
		R17	50.7	53.5	52.5	54.7	56.0
		式	$Y=a+bx$	$Y=a+b\cdot\ln x$	$Y=a\cdot e^{bx}$	$Y=a\cdot x^b$	$Y=a+b/x$
		a=	113.640000	226.568667	133.792089	716.826332	24.774375
		b=	-1.340000	-44.955021	-0.019904	-0.668071	1469.840772
		採否					採用

